

令和6年度第4回
世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会
議事録

令和6年2月7日

開催日時
開催場所
出席者

2024年(令和6年)2月7日(水) 14時15分～17時
二子玉川分庁舎1階 大会議室

■審議会委員 (●:欠席者)

学識経験者	稲垣 具志 (会長) 小島 直子 早川 克美 橋本 美芽 (副会長) 寺内 義典
区民代表	鈴木 忠 坂 ますみ 山形 重人 鈴木 政雄 入江 彩千子 本多 忠雅 須田 和孝 木村 圭子 谷 聖子
事業者	● 柏 雅康 上田 ときわ 濁澤 雅(代理:田中 亘)

■ユニバーサルデザインアドバイザー

男鹿 芳則

■関係所管

烏山総合支所 地域振興課長 大谷 昇
玉川総合支所 街づくり課長 倉知 浩輔
政策経営部 政策企画課 係長 光田 国広
総務部 研修担当課長 香山 桂子
スポーツ推進部 スポーツ推進課長 荒 学
環境政策部 環境保全課長 野元 憲治
保健福祉政策部 保健福祉政策課長 庄司 秀人
障害福祉部 障害施策推進課長 宮川 善章
障害福祉部 障害者地域生活課長 須田 健志
都市整備政策部 住宅管理課長 白木 裕二
都市整備政策部 居住支援課長 竹内 誠
みどり33推進担当部 公園緑地課 係長 渡邊 徹也
土木部 交通安全自転車課長 村田 義人
教育政策・生涯学習部 教育環境課長 高野 明

■事務局

都市整備政策部長 笠原 聡

障害福祉部長 須藤 剛志

都市整備政策部 都市デザイン課長 青木 徹

都市整備政策部 都市デザイン企画調整担当係長 新岡 理江

都市整備政策部 都市デザイン企画調整担当

小林 喜成、高橋 晃平、青山 みゆう

審議会の流れ

1. 報告	・ユニバーサルデザインに関する法令等の改正及び施設整備マニュアルの改訂について
2. 開会	・事務連絡 ・出席者確認
3. 議論①	■第3期計画の骨子案について ・第3期計画の骨子案の検討
4. 議論②	■部会の構成について ・調整期間の部会の構成、審議方法 ・部会長の指名
5. 閉会	・今後のスケジュール ・事務連絡

令和6年2月7日(水)

都市デザイン
課長

それでは、令和5年度第4回ユニバーサルデザイン環境整備審議会を開催いたします。

本日の審議会は、会場とリモートを併用し、開催しております。ご理解、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会委員の皆様の出欠状況について、確認いたします。本日は、柏委員が欠席となっております。ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第8条に基づく定足数を満たしていることをご報告させていただきます。本日の会議は成立しておりますことを、ご報告いたします。

続きまして、本日使用する資料の確認をさせていただきます。

資料は全部で8つあります。

1つ目、「次第」。

2つ目、「資料1 世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第3期)骨子案」。以上の2点は事前につきましては事前に郵送しておりますが、郵送後、修正をしているため、机上天にて配布させていただきます。

3つ目、本日はさらに追加資料として、「資料2 ユニバーサルデザイン推進計画 施策・事業の見直し」。

4つ目、「資料3 世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第3期)骨子案 資料編」です。

5つ目、「資料4 調整期間 講評・提案のイメージ」。

6つ目、「資料5 第9期 世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会委員名簿・部会名簿」。

7つ目、「追加資料として先ほどの申し上げました基準改正とマニュアル改訂について」。

8つ目、「追加資料として令和5年度マニュアル改訂建築物トイレ」を配布しております。なお、オンライン出席の方にはメールしておりますが、後日改めて郵送させていただきます。ご了承ください。追加資料につきまして、直前の郵送となったことお詫び申し上げます。

また、本日につきましても冊子「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)後期」を使用いたしますので、机上天においてございます。また、そのほか、男鹿さんより別途まちづくりに関する展覧会のチラシを配布いただきました。データでも送付しております。詳しくは最後の事務連絡前に男鹿さんよりご説明いただきます。不足している資料がございましたら、恐れ入りますが事務局までご連絡ください。資料は大丈夫でしょうか。

それでは、開催に先立ちまして、都市整備政策部長の笠原より一

都市整備政策部長	<p>言ご挨拶申し上げます。</p> <p>皆さん、こんにちは。都市整備政策部長の笠原でございます。</p> <p>本日、足元の悪い中、またお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日は今年度4回目の審議会となります。また、今年元旦の夕方には能登半島の大きな地震がございました。道路も通行ができなくなったり、港が痛んだり、なによりビルの倒壊や建物の座屈、本当に多くの方が被害にあわれたと思います。この場をお借りしまして、今避難生活に置かれている皆様方のお見舞い申し上げますとともにも亡くなられた方のご冥福をお祈りしたいと思ひます。改めてこうした災害を目にいたしますと、本当に町の中のことは他人事ではないと改めて実感します。少しでもフレキシブルなまちを作っていく、安全な建物を建てていき、一時的に体を、命を守っていただくというまちづくりの大事さを改めて感じましたし、例えば情報が全ての方にきちんと届いているのか、避難所の使い勝手はどうなのか、そもそもそこにたどり着くアクセスルートはあるのか、これもユニバーサルデザインの視点を超えてまちづくりの在り方を改めて感じたところでございます。本審議会におきましては、これから第3期計画についての審議を深めていただくことになるかと思ひます。ユニバーサルデザインというのは、特定の人たちのものというより我々一人ひとり、全てが当事者として考えていかなければならない計画だと思ひしております。ぜひ活発なご議論をいただきまして、良い計画づくりにつなげていければと思ひしております。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
都市デザイン課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>また、本日はユニバーサルデザインに関して庁内で最も関連が深い障害福祉部長の須藤部長も出席してございます。須藤部長からも一言ご挨拶お願ひいたします。</p>
障害福祉部長	<p>(手話を使って)皆さんこんにちは。世田谷区の須藤と申します。</p> <p>すみません、私手話ができるのはここまでなので。</p> <p>今回、昨年12月に区議会の方で、世田谷区の手話言語条例を制定させていただきました。本日このユニバーサルデザインの中でも特に心のバリアフリーも含めてありますが、手話が言語であることをまず理解しなければバリアフリーの原点に立てないということもありますので、そういったことを周知したいと思ひます。また、手話を使われる当事者の方々を含めて周りで一緒に暮らしていく皆さんが言葉として手話を理解していただくことで、より暮らしやすくなることを目指していきと思ひしております。そうしたことを踏まえまして、今日の中でも、庁内</p>

都市デザイン
課長

で関連が深いとおっしゃっていただきましたように、我々としてもそうした部分を含めてユニバーサルデザインにしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひ皆さんからもご意見をいただき進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

続きまして、委員の皆様をご紹介いたします。私から向かって左側から順に紹介させていただきます。

本多委員でございます。

谷委員でございます。

須田委員でございます。

山形委員でございます。

鈴木政雄委員でございます。

入江委員でございます。

橋本委員でございます。

稲垣委員でございます。

坂委員でございます。

鈴木忠委員でございます。

上田委員でございます。次に、オンライン出席委員のご紹介です。

小島委員でございます。

早川委員でございます。

寺内委員でございます。

木村委員でございます。

濁澤委員の出席ですが、本日は代理で田中さんにご出席いただけるとのことですので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

続きまして、UDアドバイザーとしてオブザーバー参加いただいております、男鹿芳則さんでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局でございます。改めまして、都市整備政策部長の笠原でございます。障害福祉部長の須藤でございます。都市デザイン課長の私、青木でございます。担当係長の新岡でございます。担当の小林でございます。後ろにおります、担当の高橋でございます。同じく青山でございます。なお、区の関係部署の職員がオンラインで出席しておりますのでご承知おきください。

また、推進計画策定の支援事業者でございます、株式会社アークポイントも同席しておりますので、紹介いたします。寺島さんです。平山さんです。金さんです。よろしくお願いいたします。

また、本日は傍聴者の方が2名おります。以上でございます。

では、審議に入る前に、審議会の進行について、確認事項を改めてご説明させていただきます。

1つ目は、議事録と名簿の公開についてです。本審議会では、議事録を実名公開としております。また、議事録の作成にあたり、速記の委託事業者へ、会場内の音声と、リモートの映像等を提供させていただきます。あらかじめご了承くださいませよう、よろしくお願いいたしますします。

2つ目は、議事進行に関してのお願いです。発言する際は、オンライン参加の方もいらっしゃいますので、視覚的にも発言者が分りやすいように、必ず挙手をして会長の了承を得てからお名前を名乗っていただき、進めるようお願い申し上げます。最後に、傍聴者の方についての注意事項でございます。傍聴者の事項を机上に用意してございますので、傍聴者の方はご確認ください。では皆様、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたしますします。

続きまして、リモートでご出席されている委員の方へのご案内につきましては、事務局の新岡よりご説明いたします。

都市デザイン
企画調整担
当係長

はい、事務局新岡でございます。

リモートで参加されている委員の方へご案内いたします。会議の始めは、音声をミュートにしてください。質問等のご発言は、手を振っていただくか、チャットで「はい」と入力し、進行役の了解を得てください。ご発言が終わりましたら、マイクをミュートにしてください。時間が超過しそうな場合は、私より時間がせまっていることを会長にお伝えいたします。ご協力のほどよろしくお願いいたしますします。また、音声トラブルなどの事務連絡はチャット機能をご利用ください。マイクの切り忘れがあった場合は、事務局側でマイクをオフにする場合がございますのでご承知おきください。リモート参加の注意事項は以上となります。

都市デザイン
課長

事務局青木でございます。続きまして、本日の審議会終了予定時間をお伝えさせていただきます。事務連絡を含めまして、閉会時間は17時を目途にさせて頂きたいと思っております。途中休憩もはさみながら進めさせて頂きたいと思っておりますので、ご理解、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたしますします。

それでは、次第の2 議論に移らせていただきます。ここからの進行は稲垣会長にお願いいたします。

稲垣会長

皆さまこんにちは。東京都市大学の稲垣でございます。いろいろと、災害の話だったり手話の話だったり、部長様からご挨拶いただきましたので、私からは解説はなしで。すでに10分ほど予定より過ぎておりますので、進めさせて頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたしますします。

皆さま、お手元に次第があるかと思っております。こちらに従って、本日

都市デザイン
企画調整担
当係長

はこの「議論」というところに(1)と(2)の2つの議題がございますので、こちら順番に進めていきたいと思っております。

まず1つ目が、「(1)世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第3期)骨子案について」ということで、前回の審議会の時にもいろいろとご説明があった通り、本日は次の計画の骨子案について事務局から案が示されますので、その内容について皆様からご意見を頂戴しながらブラッシュアップしていくといったようなところでございます。

続いて、「(2)部会の構成について」、こちらは現計画ですね。スパイラルアップを粛々と進めていかなければなりませんので、新しい計画の話と同時に並行で議論すると、前回もご説明いただいたようにそれを議論するための部会の構成について案を示していただき、ご理解いただきたいです。本日はこの2本立てとなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1つ目の「(1)世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第3期)骨子案について」ということで、事務局の新岡係長の方からよろしくお願いいたします。

はい、事務局の新岡でございます。

(1)世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第3期)骨子案について説明いたします。

前回、前々回の審議会で、「社会の変化」、「審議会からの指摘事項、課題点」、「区民意見交換会の記録の確認」など、多くの内容について議論いただきました。

その内容を踏まえ、骨子案にまとめております。事前に骨子案を送付しておりますが、庁内会議を重ね、会長、副会長にもご意見をいただき、ギリギリまで調整を重ねた関係で、本日資料の差し替えを行っております。本日配布した骨子案で議論いただければと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、第3期計画は冊子「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画」(第2期)後期)のような構成に最終的になる予定です。

骨子案では、まだ骨組みの部分の記載でございますので、今後どんどん肉付けしていくイメージでいただければと存じます。

それでは、資料1「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第3期)骨子案」をご覧ください。画面でも共有してございます。表紙をめくっていただき、1ページ目は目次となります。

第1章から第4章で構成されておりますが、この計画は専門用語が多数ございますので、資料編として用語集を付ける予定です。本日追加でお配りした資料3でございます。区民意見交換会の記録も記載しております。

続きまして資料1に戻っていただき、2ページから第1章が始まりま

す。「はじめに」です。

第1章では推進計画の基本事項を記載いたします。素案にかけて内容を肉付けしていく予定でございます。「1-1 推進計画とは」です。「すべての区民が個人として尊重され、共に支えあいながら、将来にわたって活力に満ちた世田谷を作りあげていくことができるように、区と区民、事業者及び関係団体が協働しながら、だれにとっても利用しやすい生活環境の整備を推進していくための具体的な計画である。」としております。

その下の枠内です。「世田谷区は、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき生活環境の整備を進めてきたことが評価され、令和元年10月に先導的共生社会ホストタウンに認定された。これまでのまちづくりに磨きをかける取り組みを進めているが、今後は、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティなど多様性の尊重や、社会的変化に伴う多様なニーズに対応した、共生社会の実現を目指していく。」としております。用語の説明は下記載しておりますが、割愛させていただきます。

前回審議会でご意見のありました、多様性の理解や尊重、LGBTQに対する言及がない、というご指摘を踏まえ、こちらに記載しております。

次に、「1-2 計画の位置付け」です。「(1)各計画との関係」を図で示しています。「推進計画は、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」第7条第1項に定める、生活環境の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画である。区の上位計画である「世田谷区基本構想」「世田谷区基本計画」に示されたビジョンや基本方針等を踏まえるとともに、他の行政計画との連携・整合性を図るものとして位置付ける。また、「世田谷区移動等円滑化促進方針」と一体的にユニバーサルデザインのまちづくりを推進していく。」としております。なお、図の左下の他部署での計画・方針につきましては現在策定中のものも含まれておりますが、本計画策定時には策定済みとなっている予定でございます。

続きまして、「(2)推進計画に定める事項」でございます。推進計画に定める事項は、「生活環境の整備に関する目標」、「生活環境の整備に関する重点施策」、「その他生活環境の整備に関する重要事項」以上3つがユニバーサルデザイン推進条例第7条第2項において、定められております。

続きまして、「1-3 計画の期間」でございます。こちら「第3期計画は、令和7年度から令和16年度までの10年間の計画とする。なお、前期計画4ヶ年、後期計画4ヶ年、調整期間2ヶ年とし、社会状況の変化等を捉えながら中間見直しを行い、推進する。」としてございます。

続きまして、「第2章 世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第3期）の考え方」でございます。第2章は第2回、第3回審議会で議論した内容を取りまとめた内容となっております。

令和5年9月9日（土）に行った区民意見交換会の意見および令和5年度ユニバーサルデザイン環境整備審議会にてあがった、第3期計画策定に向けた社会の変化と課題および見直し方針を、この章では示します。

「2-1 社会の変化」でございます。UD推進計画（第2期）期間中の社会の変化となっております。

「(1)ハード面のUD整備」でございます。「新築の公共的施設のUD整備が進んだが、既存施設や小規模施設などのバリアフリー整備の必要性が求められた。」

「(2)心のバリアフリーの取組み」でございます。「東京2020大会を契機に、小中学校や交通事業者等への心のバリアフリーの取組みが進んでいる。」

「(3)「新しい生活様式」の定着」でございます。「新型コロナウイルス感染症のパンデミックを経て、感染症予防に係る行動やICT活用の技術が家庭においても普及し、在宅就労等の新しい生活様式が定着した。」

「(4)少子高齢化、外国人居住の増加等」でございます。「多様なニーズが増え、だれもが公平・平等に情報やサービスの提供が受けられることの重要性が、より高まってきた。」

「(5)「世田谷区移動等円滑化促進方針」の策定」でございます。「バリアフリー法に基づく本方針を令和5年6月に策定し、UD推進計画と一体となって世田谷区のUDのまちづくりを推進する。」

「(6)「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」の施行」でございます。「障害者差別解消法及び同法に基づく本条例により、障害を理由とした差別の禁止と合理的配慮の提供が義務となった。（令和6年4月に民間事業者の合理的配慮が義務化）」

「(7)大規模災害の発生」でございます。「各地で大規模な地震や台風、集中豪雨による被害が発生し、災害に関する情報発信や避難所等においてUD整備が求められた。」としております。1月1日に発生した能登半島地震をはじめ、世田谷区で大雨による浸水被害などもございましたため、(7)を審議会の後に追加させていただいております。

「2-2 課題」でございます。社会的課題とUD推進事業の取り組み方の二つに分類してまとめております。

「社会的課題」についてでございます。「(1)公平・平等な社会参加を推進するための社会的障壁の除去」でございます。「公共的施設の

一層のUD整備が必要である。」、「小規模施設、既存施設のUD整備を進める必要がある。」、「駅や商店街等の生活関連施設からの経路なども含め、まちの一体的なUD整備を進める必要がある。」としております。

なお、社会的障壁はハード整備によるものではございませんので、それ以外の障壁についても次から、障壁とは書いておりませんが記載しております。

「(2)ICT技術による情報化の進展に伴う配慮」。「ICT技術による情報化が進んだが、高齢者、障害者、外国人等を取り残さない配慮が必要である。」

「(3)障害の社会モデルに基づく心のバリアフリーの普及」。「共生社会を意識して、UDの普及や人材の育成も含めて、子どもから大人まで途切れることなく心のバリアフリーの普及に取り組む必要がある。」

「(4)UD推進における区民等との協働」。「UDのまちづくりは、区や事業者だけでなく、障害の有無、年齢や国籍に関わらず、区民と協働して取り組む必要がある。」としております。

続きまして、「UD推進事業の取組み方」でございます。

「(1)UD推進計画第2期における、施策・事業のスパイラルアップ」。「UDのまちづくり推進に必要な施策・事業は、継続的な事業の推進が必要である。また、より効果的に施策・事業を進めるため、適宜、スパイラルアップの手法を見直す必要がある。」、「UDの考え方やUD推進計画等の取組みを、区民により一層周知していく必要がある。」、「公平・平等な社会参加を実現するために、施設整備とともに情報やサービス、意識等を含めた社会的障壁の除去に関する取組みを、全てのUD推進事業に組み込む必要がある。」

「(2)区民参加と協働の推進」。「UDを広めるイベントや講座への区民参加の機会を増やし、様々な世代や地域へ啓発を行う必要がある。」、「小中学校、民間事業者、区民団体等と連携してUDのまちづくりを進めるため、UDの理解が深い人材を増やし、活躍の場を増やす必要がある。」、「区民との協働の機会を増やし、様々な区民意見を取り入れ、施策・事業を充実させる必要がある。」

「(3)UD推進事業所管との連携」。「UD推進事業に係る事業所管課が連携して、事業を推進していく必要がある。」としております。

続きまして、社会の変化と課題を踏まえ、「2-3 第3期に向けた、推進計画の見直し方針」を4つにまとめました。

「(1)だれもが公平・平等に使い、社会参加できるように、社会的障壁の除去に取り組む」。「ハード面の整備とともに、ハード整備だけでは対応できない部分について「合理的配慮」の提供が求められることから、特にUD整備を進めにくい既存施設、小規模施設での合理

的配慮の提供の普及に重点的に取り組む。」

「(2)地域と共に一体的なUD整備に取り組む」。「地域の一体的なUD整備には、多様な関係者の参加が必要なため、事業者間の連携を進める。」、「移動等円滑化促進方針に基づく取組みは、全区的に展開できるようにする。」

「(3)区民等への情報発信に取り組む」。「区民等へUDに関する取組みをより一層周知していくため、取組みのプロセスや成果の見える化(情報公表)に取り組む。」

「(4)区民等の参加と協働の機会の創出に取り組む」。「UDの普及啓発・理解促進を図るため、区民等の参加の場をより一層広げる。」、「区民等と協働してUD推進事業に取り組むため、UDに興味関心のある区民を増やすとともに、活躍の場を広げる。」

以上4つの事項にまとめております。

続きまして、方針を踏まえ、「第3章 ユニバーサルデザイン推進計画(第3期)の施策の体系」をまとめました。

説明に入る前に、お手元の冊子「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)後期」の32ページをご覧ください。「第2期後期計画では、標語「だれもがユニバーサルデザインの視点と心でまちづくり」としております。」画面共有をお願いします。こちら、標語「誰もがユニバーサル視点と心でまちづくり」が一番初めにありまして、次にユニバーサルデザインの生活環境の整備を実現する目標を3つ定めております。目標1として、公平な社会づくり。目標2として、ユニバーサルデザインのまちづくり。目標3、区民参加でまちづくりとしております。そして、こちらの目標を達成するための基本方針を6つ定めております。

それでは骨子案に戻っていただき、先ほどの体系をご覧ください。第2期計画では、目標と基本方針として構成されておりましたが、第3期計画では、理念とそれを実現するための取組方針を定めました。

「3-1 基本理念」でございます。「ユニバーサルデザインで、公平・平等な社会づくり」としております。「だれもが、相互に人格や個性を尊重し支えあい、社会のあらゆる活動に参加し、自己実現できる共生社会の実現をめざす」としてあります。

先ほど第2期計画での、目標を3つ紹介いたしましたが、そのうちの「目標1 公平な社会づくり」については、第3期計画の根本的な考えを示す理念として、さらに「平等」を加えております。

UD推進計画は、第1期計画では「できことからやってみよう」ということで、多くの取組みを行いました。第2期計画ではハードの整備が進み、心のバリアフリーに関する取組みも始まりました。第3期計画では、「公平・平等に利用できる社会づくり」を目標ではなく、基本理念とさせていただきます。

続きまして、「2 基本理念を実現する取組方針」です。まず、標語はまだ仮とさせていただきますが、第2期に引き続き、「だれもがユニバーサルデザインの視点と心でまちづくり」としております。こちらは、最後の素案以降に再度確認させていただきます。

続きまして、「取組方針」ですが、第2期計画の目標2の「UDのまちづくり」は、「ハード」となるまちづくりと、情報とサービスに分類いたしました。また、目標3の「区民参加でまちづくり」は「参加」だけではなく、協働を加え、ともにUDのまちづくりを進めていくために、「区民等の参加と協働」としました。それでは詳細をご説明いたします。

「取組方針1 つながって、だれでも使えるユニバーサルデザインのまちづくりを進める」。だれもが「公平、平等に利用し、使える」生活環境の整備を行い、安全で安心して快適に暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

「取組方針2 ユニバーサルデザインによる情報とサービスの提供を進める」。情報発信・伝達の手法の多様化を進めるなど、だれもが公平・平等に情報やサービスの提供が受けられるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

「取組方針3 区民と共につくるユニバーサルデザインのまち／みんなで取り組み、進める」ユニバーサルデザインのまちづくりへの理解を促進するため、区、区民、事業者が共に学び、活躍する場をつくり、意識醸成を図ります。ユニバーサルデザインのまちづくりの検討に区民等が参加するプロセスを導入し、区民等の視点を取り入れながら進めます。としております。取組方針は以上でございます。

続きまして、「3 UD推進事業のイメージ」についてご説明いたします。もう一度冊子「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)後期」を開いていただき、33ページをご覧ください。画面でも表示されております。

第2期後期計画では、25の施策・事業としておりました。施策と事業が一緒になっているため、ねらいや取組みの方向性が分かりにくく、類似の施策事業もあったため、第3期計画では施策と事業を分けることで、事業のねらいや取組みが明確となるように考えております。

それではもう一度骨子案に戻っていただき、先ほどの「3-3 UD推進事業のイメージ」でございます。画面から少し切れているのですが、1から10の施策を記載しております。

1～9の施策につきましては、素案の段階で事業所管課に「事業」を設定いただく予定でございます。10の「UDの取組みの推進」につきましては新しい項目とさせていただきます。公平・平等な社会づくりには欠かせない、「きちんと使えるか」の検証や、基準の見直し、先ほどのマニュアルの改正の話やバリアフリー法の話をしていただきましたが、そういった場合に審議会の皆様へ報告させていただいたり、検討

いただければと思っております。

25の施策・事業から、10の施策に分類したことで、なんとなく事業数が減ったイメージをお持ちになる方もいらっしゃるかと思います。第2期後期計画を当てはめた場合、どのような分類になるのかご覧いただければと思います。

追加資料で資料2を配布しているので、そちらをご覧ください。画面で出しているものになります。25の施策事業を10の施策に分類すると、類似の施策事業がいくつかあることを分かっていただけるかと思います。第2期後期計画中分かりにくかった要員のひとつかと思っておりますので、第3期計画ではこれをわかりやすくするために、施策と事業を切り分けていきたいと考えております。

なお、事業内容は本日ではなく、素案の中での検討となります。施策を設定すると、事業内容まで確認したくなるかと存じますが、本日は施策の体系までを審議いただければと思います。

施策の体系が決まりましたら、事業所管課と事業内容を検討してまいりますので、次の審議会でご検討いただければと思います。

続きまして、「第4章 ユニバーサルデザインの推進の仕組み」でございまして、「4-1 ユニバーサルデザイン環境整備審議会と庁内推進体制との連携」についてご説明させていただきます。「ユニバーサルデザイン環境整備審議会は、多様な人に配慮した環境整備をより広げていくため、区の事業担当課、事務局（都市デザイン課）と連携しながら、ユニバーサルデザイン推進事業の実現に向けて助言をしていく。また、全庁的な推進体制として、ユニバーサルデザイン推進委員会が設置されている。」と記載しております。

図に関しましては、冊子「第2期後期計画」の62ページの図をベースとしております。左上にございます「区民」「事業者」が審議会に向かった矢印で「参加」と記載されておりますが、こちらは新しく追加させていただいております。こちらは、条例に定められた審議会委構成を表してございまして、本審議会は「学識経験者」「区民」「事業者」で構成されておりますので、現行の図に2つの図を追加したものでございます。

続きまして、「4-2 UD推進に向けた協働体制」でございまして。区と区民、事業者及び関係団体が連携・協働し、ユニバーサルデザインの推進、普及啓発に努めます。

こちらの図で、区民活動団体は、NPOや地域活動団体等を表現しております。事業者につきましては、商店街、鉄道事業者等を想定して記載しております。

続きまして、「4-3 UD推進事業への区民参加と協働（事例）」を3つ紹介してございます。

これまで行った事例です。【参加】の事業として「UD普及啓発」で

毎年テーマを変え、UDの生活環境の整備に関するワークショップを行っております。意見交換会、9月9日に行ったものですが、第3期計画策定に先立ち、令和5年9月9日に区民と意見交換を行った者です。左下にある写真がそちらとなります。

【協働】の事業として、「まち歩き」を挙げさせていただいております。明正小学校の児童と共に、学校周辺のUD点検を世田谷区視力障害者福祉協会の協力のもと行い、通学路の危険箇所や視覚障害者誘導用ブロック破損場所などを確認しました。真ん中の写真が小学生と視覚障害者の方が電柱の前にいる写真ですが、こちらは成城学園前駅の視覚障害者誘導用ブロックをたどっていくと、途切れた先になぜか電柱が立っていることを小学生の皆さんに発見いただき、これは危ないのではないかという検証をしているところです。こちらの内容を区の土木所管に伝えまして、電柱の周りに警告ブロックをぐるっと敷設いただき、電柱に緩衝材を巻いているものになります。現在は3つの事例となっておりますが、今後事例は増やしていく予定でございます。

最後に資料3でございます。第4章のあとに、資料編を付ける予定でございます。こちらは、順次内容を追加していく予定でございます。

「資料1 世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第3期)骨子案」についての説明は以上となります。

この後の審議では、主に第3章の内容について議論いただければと存じます。「第3期計画の体系のうち、基本理念について」「取組方針について」「施策の構成について」議論いただければと存じます。

第2章につきましては、これまでの審議会でもいただいた意見を踏まえてまとめておりますが、不足、追記すべき事項や文言の修正意見等がございましたら、ご意見をいただければと存じます。

その他、第1章と第4章につきましても、追加した方が良いものがございますら、ご意見をいただければと存じます。

議論いただく内容がかなり盛りだくさんとなっておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

都市デザイン
課長

事務局、青木ですけど、補足させていただきたいと思います。前回の審議会でも、全体のスケジュールご説明をさせていただいたかと思っております。まず、今年度は骨子案まとめて、来年度から素案、案というふうにまとめていく予定となっております。骨子案は、ですので2月、3月にかけてまとめていきたいと思っておりますので、今日は皆さまからいろいろご意見いただいて、骨子案をまとめていきたいと思っております。

まずは、全体の体系をまとめていきたいと思っておりますので、この後、稲垣会長の進行で、皆さまからご意見いただければと思いま

稲垣会長

すので、よろしく願いいたします。すいません、稲垣会長、お願いいたします。

はい、どうも事務局よりご説明いただきまして、ありがとうございます。司会の稲垣です。

今、ご説明いただいたように、最後に今日は骨子案の内容を議論したいといったところが一番の目的になります。ホチキス止めの資料1の8ページ目を開いていただいて。前計画では、お手元の冊子ですかね。

オンラインの皆さまって、冊子はお持ちですか。データでお持ちですかね。もし、オンラインの方々に現計画の冊子をお持ちでないとかで、ちょっとこれ教えてといったようなことがあれば、またおっしゃっていただければと思いますけども。

会場参加の方は、冊子の32ページ目、開いていただいて。このちょうど32ページと33ページが見開きになって、計画の体系図になっていますけれども。これの左半分の、32ページ目のところが、今までの第2期後期のこの骨組みだったわけでございます。骨組みといいますか、骨子の部分ですかね。で、これの次の計画バージョンを、先ほどのホチキス止め資料の8ページ目のようにご提案いただいていると、たたき台ですからね、示していただいているということなので。これを今回の審議会では確定させていきたいといったところですので、こちらから議論を進めていきたいと思っております。

そこから派生して、それは第2章のここに関連するから第2章もここちょっと直したほうがいいとか、追加したほうがいいとかございましたら、第3章に関わることで関連して、ご発言まずいただきたいと思っております。第3章に関係しない第2章の追加事項等は、また後で、時間を取って独立してお伺いしたいと思っておりますので、趣旨をご理解いただければと思います。

この、「基本理念」といったものが3-1ということで、ホチキス止めのほうですね。「ユニバーサルデザインで、公平・平等な社会づくり」ということで、この「平等」という言葉が前計画にはなかったんですけども、これを付け加えていただいたということです。「公平」という言葉に関しても、委員から確認をちょっとしたいといったようなお話もありましたし、ユニバーサルデザインの根幹的な考え方というところにも通ずるところがありますので。こちらに関して、UDアドバイザーの男鹿さんのほうから何か補足あるということでございますので、UDアドバイザーのご視点からご発言いただきたいと思っております。お願いします。

男鹿氏

男鹿です。よろしくお願いします。今、稲垣先生のほうからお話あつ

たように、「公平・平等」というところでは、特に「平等」についてはユニバーサルデザインの7原則の大きな一つでありまして、そのところを一つ、「平等」という言葉、入れたという形になるかと思えます。

なかなかこの「公平・平等な社会づくり」って、ピンとこないような気もするんですね。SDGsなんかは、「誰一人取り残さない」っていうことで、要するに誰一人として社会で取り残さない社会をつくってほしい。それは、条例の前文、要するに条例の最初の文のところと、こういう社会をつくっていきたいねっていうところが書いてありまして、そのところが基本理念として圧縮されているのかなって思えます。

取組方針のほうも、やはり整備されてもなかなか実際に使いにくいとか、あるいはバリアフリーの場合だと、やはり差別的な整備になってしまうとか、そういうところがどうしても出てきてしまうわけでありまして。そういうところは、ならないように、やはり誰でも使えるユニバーサルデザインというところが一つ必要なのかなと。

今、話としてこう言っても、なかなかピンとこないような部分があるかもしれませんけども。昔は、駅にエレベーターなんか全然付いていなかった時なんかは、階段昇降機っていうのがあるんですけども、それに車いすの方はこう乗って、階段を移動していくんですが。それに乗ると、その横を、お客さんがいろんな目でこう見ていくっていうふうな感じの状況だとかが生まれてきているわけで。やっぱりエレベーターで皆さんと一緒に上下移動したいって、そういうふうな方向をやっぱりユニバーサルデザインで、こう出していただくとか、そういうところが重要なのかなと。

あとやはり、取組方針の2のところでは、特に情報関係は今もどんどんいろんな情報機器が発達していますので、それをどのように捉えていくかっていうのは重要なのかなって思えます。

取組方針の3のところでは、元々世田谷区の施策自体が協働というところがありまして。これについては、このユニバーサルデザインの前の条例の時から、非営利の団体の方と一緒に考えていく、一緒に取り組んでいくっていうことをこれまでも継続的にやってきたわけで。それを今後も引き続き、さらに発展していく必要があるんじゃないかということで、みんなで取り組みを進めるっていう形になっているのかと思えます。

以上、ちょっと雑ぱくですけども、お話しさせていただきました。

稲垣会長

はい、稲垣です。どうもありがとうございました。ユニバーサルデザインの7原則に入っている、この「平等」っていうワードを、きちんと「公平」っていう言葉と並べて明確化されているといったようなところで。

あとは、前計画の32ページのところを見ていただくと、この「公平」

といったような根幹的な概念っていうのが、目標のうちの一つになっていたということで。よく考えれば、目標2のユニバーサルデザインのまちづくりであるとか、区民参加の話になるところにも、「公平」とか「平等」という概念っていうのは、リフレクトするっていうようなことは当然なんじゃないかといったようなところで。横並びじゃなくて、ちょっと格上げといいますか、基本理念というところにきちんとかいう素地を明記するといったようなことで、次期計画では基本理念に据えられているというような、ちょっとより強いメッセージを伝えたいといったような目的があるのかなといったようなところも、私は感じているところでございます。どうもありがとうございます。

それでは、まず「基本理念」のこの3-1の部分について、皆さまからご意見、こういう新しい視点ちょっと入れたほうがいいんじゃないのとかございましたら、ご意見を伺いたいと思いますけれども、いかがですか。どなたからでも大丈夫ですけれども。はい、ありがとうございます。今、気付きました。早川先生、すみません、よろしく願います。マイクオンにして、ご発言ください。

早川委員

はい。すみません、じゃあ、ちょっと口火を切らせていただきます。前回、欠席だったものですから、もしちょっとピントがずれていたらお許しいただきたいんですけれども。

3-2の取組方針1と2で、1のほうは「つながって、だれでも使える」ということが上に付いているんですけど、取組方針2のほうは、いきなり「ユニバーサルデザインによる情報とサービスの提供を進める」。ちょっとバランスが1と2で悪いなと思ったものですから。1のほうの「つながって、だれでも使える」という文言を、逆に下の小さな字の本文のほうに含めるような形で、取組方針1は「ユニバーサルデザインのまちづくりを進める」というふうにシンプルにするのか、取組方針2のほうの「ユニバーサルデザイン」のほうに何か考え方を頭にくっ付けるのか、どちらかにそろえたほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。伝わっていますでしょうかね。

稲垣会長

はい、ありがとうございます。おっしゃりたい内容については非常によく分かりました。3-2の取組方針のこの3つは、同じような書き方でそろえたほうが伝わりやすいんじゃないかっていったようなところですかね。はい、ありがとうございます。

あの、先生、すみません、3-2は、ちょっと後でまたご意見いただくと思っていたので。3-1に関わりそうですか、今のお話っていうのは。

早川委員

いえ、ごめんなさい。では削除してください。3-2のほうの意見で

	した。
稲垣会長	分かりました。すいません、削除はしませんので。この後3-2の議論の時に、改めて確認したいと思います。
本多委員	すいません、本多です。
稲垣会長	本多さん、どうぞ。
本多委員	聴覚障害者協会の本多です。私、障害を持っている立場ですが、ちょっとよく分からないんですが。「公平の社会」というのはイメージがつかめるんですが、「平等の社会」というのは、どういうイメージなんですか。ちょっと教えていただきたいのですが。イメージがつかないですね。公平は分かります。平等っていうのはどんな感じでしょうか。何を以て平等というのか、そのあたり、教えていただけますか。
稲垣会長	はい、ありがとうございます。この後、お掛けになったままで大丈夫ですので、大変恐れ入ります。
本多委員	すいません、手話をするので。
稲垣会長	なるほど、分かりました。はい、ありがとうございます。 先ほど男鹿さんのほうから、なかなかイメージが難しい言葉でもありますねっていうようなお話があったかと思うんですけども。事務局のほうからは、何か、どのような社会の姿をイメージして、それぞれ「公平」と「平等」という言葉を並べられているのかっていうのは、ご説明ちょっと補足していただけますか。
都市デザイン課長	事務局、青木です。この間ワークショップで、東洋大学の川内先生にご講演でいただいて、いろいろと事例をお話しいただいていたかなと思っています。きちんと平等に使えるかっていうようなテーマで、事例を出させて、先生のほうからあったかなと思ってございます。 例えば、公平っていうのは、いろんなやり方で利用できるっていうようなイメージで、例えば、2階に上がるのに階段しかなければ、それは公平ではなく、エレベーターも付けて、いろんな手法で、誰もが利用できる、公平に2階まで上がる、というようなイメージなんですけれども。事例でお話あったのが、エレベーターで車いすの方が乗ろうとした時に、エレベーターがもう満員になっていて車いすの人が乗れないというような事例を例示していただいております。それが、平等にき

ちんと、車いすの人は階段を使えなくエレベーターしか乗れないという中で、平等に使えていない、というような事例をいただいているというところでございます。

ユニバーサルデザインで、公平に施設ができているんですけども、そこがきちんと平等に使えていないというようなお話がありましたんで、そういった意味で平等というような、「平等な社会づくり」というようなことを、今回作らせていただいております。平等に社会参加できるかどうかというようなところの意味合いを、ちょっとイメージしてございます。以上です。

稲垣会長

はい、いかがでしょうか。

本多委員

そうですか、難しいですね。なるほど。はい、難しいなと思います。

稲垣会長

稲垣ですけれども。この下の説明が2行ありますよね。ここで、この「公平」と「平等」といったような具体的な、あんまり具体的なイメージを書く場所ではないのかもしれませんが、その意味合いを少し付け加えろとか、そういったようなことっていうのはできそうですか。

都市デザイン
課長

事務局、青木でございます。こちらの「公平・平等」につきましては、今、本多委員からおっしゃっていただいたように、庁内の中でも、この「平等の社会」ってどうなのかっていう議論が実はございましたので。今後、骨子案、素案をまとめる段階で、意味合いっていうんですか、「公平」とは何か、「平等」とは何かっていうところを、少しこうコラム的に、ちょっと何か提示できればというふうに考えてございます。以上でございます。

稲垣会長

はい、ありがとうございます。はい、男鹿さん、どうぞ。

男鹿氏

「公平」ということについては、結局言い方として、差別しないということだというふうに認識してもらえばいいと思います。要するに、障害者だからといって差別しないと。

「平等」というのは、「使える」という概念に入ってくるので。障害のある人はこの入り口からしか入れませんよ、健常の人はこの入り口ですよっていう、その使い分けをされるんじゃないかと、一緒に利用できるような環境をつくっていきましょう、平等な環境をつくっていきましょうっていうことで、「平等に使える」というところに引っかかってくるのかなと。なので、差別なく、要するに公平、差別なく平等に等しく使える環境っていうふうなことで理解していただければと思います。

稲垣会長

はい、ありがとうございます。こういったような話は、先ほど、資料編で言葉の説明をされるっていったような話もあったので、そちらのほうで説明を入れるとか、読まれる区民の方々が、きちんと皆さん等しく理解できるような、何かしらの工夫が必要かなと思いますので。今のところ、この「基本理念」のところの文章に何か工夫するのか、課長おっしゃったように、コラム的なものを作って、そこで具体事例をちょっと見せてみたりするのか。あるいは、今男鹿さんがおっしゃったような内容を資料編のところにちょっと言葉の定義として書くのか、それはいろんなやり方があると思いますので。また、今後の会議の機会にでもお示しいただいて、この内容でよろしいですかねというのは委員の皆さまに確認いただきたいと思います。どうもありがとうございます。

他にございますか。こちら3-1の「基本理念」のところに関して。はい、今、タッチの差でオンラインの小島さんが早かったので。後で、山形さん、お願いしたいと思います。じゃあ、先に小島さん、お願いいたします。

小島委員

小島です。まず、ここの「基本理念」のところで、今の議論を聞いていて思うことを伝えたいと思います。

「公平・平等な社会づくり」と、「公平・平等をめざした社会づくり」って、とても言葉は近いですが、意味合いは変わってくるのかなと思います。公平・平等が100%成り立つかということ、なかなかいろいろな課題が出てきてしまうと思うんですね。ですが、世田谷区はここを目指していきますというところで、「公平・平等を目指した社会づくり」という言葉を、一案として提案したいと思いました。

あと、この前にある、「ユニバーサルデザインで」というところですが、ちょっと極論になってしまうかもしれませんが、このフレーズ、なくてもいいのかなと思っています。ユニバーサルデザイン推進計画ということで、これまで長期にわたって、いろいろなことについて深く議論をされてきた、もうここからは、この言葉はないぐらい、当然に、いろんなことを考える時にユニバーサルデザインを考えていますよという意味合いを込めることも一つかなと思います。

また、「社会のあらゆる活動に参加し、自己実現できる共生社会の実現をめざす」という文章を「社会のあらゆる活動や場に参加できる共生社会の実現をめざす」に変更すると言葉の重複も取れるので、少し読みやすくなるのかなと思いました。以上です。

稲垣会長

はい、ありがとうございました。「公平と平等をめざした」というふうにされたほうがいいのではないのかということ、ベクトルをちょっと明確に打ち出すような形ですかね。あと、「ユニバーサルデザイン」って

という言葉がなくてもいいのではないか、これはちょっと議論の余地があるかもしれませんが、一つのご提案でございます。あとは、下の文章の修正についてのご提案があったというところでございますが。じゃあ、事務局のほうから、いかがですか。まず、じゃあ、部長のほうからお願いします。

都市整備政策部長

ありがとうございます。先ほどの本多さんのお話とも通ずるところあるのですが、「公平で平等な社会」というのは、概念も難しいですけど、実現は確かに難しいものだと思っております、事務局のほうでも、いわゆる、一つのユニバーサルデザイン、一つのもので全ての方が満足できる、アプローチできるっていうものは、なかなか実現できないんだろうと思っています。ですから、先ほどアドバイザーの方もおっしゃっていただいた、まず公平っていうのが大前提であって、全てのサービスなり施設なりに、誰でもがアクセスできる、そちらを享受できるっていうのが、まず最小限、公平というのがあるんだと思っています。

その上で、さまざまなアクセス手法を、できるだけ自由に、できれば全ての方があらゆるアクセスによってそのサービスに到達できるっていうのが、そこまでいければ、平等は実現っていうイメージなのかなっていうのを、ちょっと区の内部でもさまざま議論しながら考えているところです。

そう考えると、確かに「公平で平等な社会」というのが、これが最終目標になってしまうと、ちょっと夢を追っているような、そんな感じになってしまいます。ただ、そこを追わない限りは、おそらくユニバーサルデザインのまちづくりっていうのは進まないの、今ご提案いただいたような、こちらを目指していくっていうような、そういったものが読み取れるようなこの理念、あるいはその解説文にしていけたらいいかなと、今ちょっとお聞きして本当に思いました。ありがとうございます。

ただ、今私は、ありがとうございますって言いましたけれど、ぜひ、このあたりも皆さんの知見でもって議論いただいて、より良い基本理念の形に収束していければと思っております。よろしく願いいたします。

稲垣会長

はい、ありがとうございます。今の内容について、何か皆さまからご意見ございますか、関連して。他の方のご意見がいただけたらと思いますけれども、ございますか。はい、じゃあ、上田さん、お願いします。マイクでお願いいたします。ちょっとオンラインの方いらっしゃいますので、すいません。

上田委員

はい、恐れ入ります。先ほど新岡さんから最初ご紹介いただきました時に、「基本理念は目標ではない」というふうにお伺いしたと思いま

す。となると、基本理念の内容が、「めざした」ですとか「めざす」というところがよろしいのか、理念というものに関して、どういう結び方がいいのか、協議していただければと思います。

稲垣会長

はい、ありがとうございます。端的なご指摘をいただきまして、ありがとうございます。「めざした」っていうのを入れると、ちょっとこう目標のようなニュアンスになるのではないかっていうようなご指摘ですかね。ありがとうございます。そのようなご意見もいただいておりますけれども、他にございますか。

山形委員

関連施設に関連してのことでございますが。

稲垣会長

どうぞ。山形さんからご発言いただきたいと思います。

山形委員

山形です。基本理念にしても、おそらく、まさに区の皆さんに提示するっていうこともあるかと思うので、字数の制限であったりとか、端的に表現するであったりとか、そういったことも意識しないといけないんだろうなっていうところも踏まえつつというところなんですけど。

「ユニバーサルデザイン」「公平」「平等」っていうふうに、3つ並んでしまうと、本当にお題目のように見えてしまうっていうのが。ただのお題目のように見えてしまって、ユニバーサルデザインっていうことが意識すらされなくなってしまうんじゃないかなっていうことを、ちょっと懸念したっていうところなんです。

実際、「公平な社会をつくる」っていうところを目指した取り組み、障害当事者が中心となって進めてきたっていうところがあるんですけども、その平等っていうのは、そもそも平等じゃなかった状況っていうのがもう前提にありますので。アクセスの状況もそうですし、手話の言語化っていうところを目指すっていう上でも、その手話の中でも平等に扱われていなかった、コミュニケーション方法はいろいろ分かれていたっていうような前提があたりとかします。だからもう、「ユニバーサルデザイン」っていう言葉は、ほんとどこで使うのかっていうところがすごく悩みどころだなっていうふうに思いました。

で、「ユニバーサルデザイン」「公平」「平等」っていうふうに3つ並列するっていうことよりも、この「基本理念」で、どういったことを、基本理念の中に「ユニバーサルデザイン」っていう文言を入れるのかどうかっていうことも含めて、検討っていうところになるのかなっていうふうに思うんですけども。3つ並んでしまうと、確かに誤解を招きかねないっていうことは、ちょっと感じました。はい、以上です。

稲垣会長

はい、ありがとうございます。他に。じゃあ、谷さんのほうから、お願

いたします。

谷委員

谷です。基本理念のイメージなんですけど。「ユニバーサルデザインで、公平・平等な社会づくり」って最初に聞いた時には、なんかあんまりピンとこなかったんですけど。先ほど小島さんがおっしゃったように、「めざした」っていうところを加えることで、区民の皆さんの意識もちょっと変わってきそうな気がして、すごくいいなと思いました。目標ではないって言ったことに関しましては、この、「だれもが」の中に、最後「めざす」と、「実現をめざす」とはつきり明記されているので、それでもいいんじゃないかなと感じました。

稲垣会長

ありがとうございます。最初よく分かんなかったけれども、「めざした」っていったようなものが入ると、ちょっとこうニュアンスが理解できるようになってくるっていうようなところですかね。はい、よく分かりました。ありがとうございます。他にいかがですか。じゃあ、橋本先生、お願いします。

橋本副会長

橋本です。ちょっと確認なのですが。先ほどこの資料のご説明の時に、新岡係長から、この文言を読み上げた時に、2行目、「自己実現できる共生社会の実現をめざす」という、そういう説明の文言で読み上げがありました。それから、小島委員からも、この2行目、「共生社会の実現をめざす」という言葉であったんですが。

小島委員からの言葉としての「共生社会」ということをここで用いるのか、それとも、この資料に今明記されている「公平・平等な」、これはここの最初の大きなくりのところと言葉が何度も出てきてしまうということですので、この「公平・平等な社会」という言葉を「共生社会」に置き換えたかどうかというご主旨だったのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。それによって議論がちょっと違って来るように思います。小島先生、まず、教えていただけますでしょうか。

稲垣会長

はい、お願いします。

小島委員

小島です。今私の手元にある資料が、まず最新なのかっていうのがちょっと不安になってきたというのが正しいところですが。今日、差し替えの資料を2度ほどメールでいただいでいて、実は手元にあるものと先ほど説明いただいたものと違うものもありました。先ほど私が「共生社会の実現をめざす」と話したのは手元にある最新と勘違いしていた資料に合わせて、その言葉を引用して説明をしました。この共生社会という言葉は、第2期の推進計画の中にも「共生社会の実現をめざしていく」ということで、ずっとうたわれていたことだと思うので、

	<p>私をあえてこのままでいいかなと思っております。以上です。</p>
稲垣会長	<p>はい、橋本先生、いかがですか。</p>
橋本副会長	<p>はい、ありがとうございます。私も実は同感で。「公平・平等な」という言葉は、この最初のもっと大きな文字で出ていたので、言葉の重複を避けること、それから重要性をここで示すという意味で、「共生社会」という言葉に置き換えることがよろしいのではないかと思います。</p>
稲垣会長	<p>はい、ありがとうございました。いろんな代案が出ておりますけども、ちょっとこの部分だけ補足説明していただいてよろしいですか。</p>
都市デザイン 企画調整担 当係長	<p>事務局、新岡です。大変失礼いたしました。何度も変えているので、説明の時に話した「共生社会」という文言で話してしまったと思うんですけども、最新の資料では、「公平・平等な社会をめざす」ということで記載してございます。小島先生には、メールで送らせていただいたのが昨日の夜だったので、ちょっと直前となってしまったんですけども、1個古いものでご確認いただいていたかと思っております。</p> <p>結果的に「共生社会」のほうになじむというご意見もいただきましたので、皆さまの同意が得られるのであれば、そういうような形でもいいのかと思います。部長に代わります。</p>
稲垣会長	<p>はい、部長に代わります。</p>
都市整備政 策部長	<p>事務局の手違いを謝罪しようと思っております。私も先ほど先生のご意見いただきまして、最初の大きなタイトルのほうで、「公平・平等をめざす」とか、そのあたりの言葉はこれから考えるとして、出ていますので、そちらの解説といったらちょっと陳腐ですけど、「社会のあらゆる活動や場」に、おそらく自由に参加できるっていう概念が入ると思うのですが、そういった共生社会をめざすというような、そういう読みこなしをして文章に落とし込むというような、そういう考え方っていうのは確かに分かりやすいのかなと感じましたので、事務局のほうで考えさせていただきます。</p>
稲垣会長	<p>はい、ありがとうございました。いろいろとご意見がそろってきていますけども、他にいかがですか。はい、じゃあ、坂さんのほうから、ご意見をどうぞ。以前、「公平」という言葉、この言葉についてご意見なさっておられたので。</p>
坂委員	<p>すいません。皆さん、いろいろな意見出まして、「公平」という意</p>

味がとても分かったんですけれども。最初に私が申し上げた時には、公平っていうのがとても堅苦しいイメージを受けたものですから、「公平」っていう言葉って変えてみたらどうなのかなっていうふうに思った次第です。ですけれども、今は、この「公平・平等」、いいかと思いません。

そして、もしできれば、私の、障害のある子どもと一緒に生活しているところで、同じ視線に立つということがとても重要な感覚でおりまして、どこかに入れていただけると、もう少し全体的にこう堅苦しい言葉が連なるような感じではなくなるのかなっていうふうに思いました。

稲垣会長

はい、稲垣です。どうもありがとうございました。ここの説明文章の中に、そういう「同じ視点に立って」といったような言葉を説明で入れるっていったようなことでもいい形ですかね。分かりやすい言葉で、こう説明ができるといいですねということで、今、「同じ視点に立って」というキーワードをいただきましたけど。ありがとうございます。他、いかがですか。はい、じゃあ、山形さん、どうぞ。

山形委員

山形です。先ほどの坂委員のお言葉で、あ、っていうふうに思ったことなんですけども。「同じ視線に立って」というその一言にしても、どういうニュアンスかっていうところの捉え方で全然変わってくるかと思うので。どういった方々と同じ視点に立ってっていうところのニュアンスのようなことを、ちょっと教えていただければなと思ったんですが。

稲垣会長

はい、じゃあ、坂さんにコメントいただきたいと思います。

坂委員

すいません、坂です。同じ視線っていうのは、先ほど男鹿先生がおっしゃったように、エレベーターの例がありましたけれども、区役所の中庭の大階段があったところの、まずそここのところで、みんなと同じように階段を上がる、でも上がれないからスロープを付けてほしい、みんなと同じ視線を持ちながら上がっていきたい。それがかなわないのであれば、私も透明なエレベーターをそこに付けていただいて、同じように上がっていきたい。そういう、小さなことから、全ての参加するものに対しても、皆さんと同じような視線でいたいということなんです、はい。

山形委員

分かりました。

稲垣会長

はい、ありがとうございます。今の例え、非常によく分かりやすかったですね。特に、この審議会の古い人は大階段の話は相当してきましたので、分かりやすい、イメージが湧きやすかったかと思えますけ

須田委員	<p>れども。はい、いかがでしょうか、他よろしいですか。はい、どうぞお願いいたします、須田さんですね。</p> <p>須田でございます。今の「公平・平等」からちょっと離れちゃうんですけども。この8ページですか、一番下から2行目に「ユニバーサルデザインの検討に区民等が参加するプロセスを導入し、区民等の視点を取り入れながら進めます」とあるんですが、この「区民等」というのは、どういう方なんでしょうか。</p>
稲垣会長	<p>はい、ありがとうございます。これ、ご質問ですので、事務局のほうから、この「区民等」の意味をお願いします。</p>
都市デザイン 企画調整担 当係長	<p>はい。事務局新岡でございます。</p> <p>「区民等」というのは、皆さまという意味なんですけれども、まちづくりの検討に、区も、区民の方も、事業者の方も、皆さんに入っただいて、その意見や視点も入れながらやっていきたいと思いますという意味で、ちょっと丸めているような形にはなるんですけれども、記載しております。あと、アドバイザーの方だったりとか、いろんな方を含めて、みんなで一緒にやっていこうという意味でございます。</p>
稲垣会長	<p>冊子の11ページ目にある図のイメージですかね。</p>
都市デザイン 企画調整担 当係長 稲垣会長	<p>そうですね。こういったイメージで、皆さんで協働してやっていきたいと思いますという、はい。</p> <p>事業者、区内活動団体とか、こういうの全部含めて、「区民等」ということで。この「等」って使うのが、よく行政でなされるテクニックでございますけれども、そういう意味があるということ。はい、ありがとうございます。ただ、その「区民等」って質問が出たという事実は、ちょっと留めておいていただきたいと思います。そのニュアンスが伝わらない可能性があるということだと思いますので、お願いいたします。</p> <p>よろしいですか、他。何か、ご発言ある方いらっしゃったら。よろしいですかね。オンラインの方もよろしいですか。はい。</p> <p>今までの出ているご意見ちょっとまとめますと、「公平・平等」の意味はちゃんと明確にしましょうということですかね。あと、この「公平・平等な社会づくり」というよりかは、もう少しこう、「めざした」といったようなニュアンスを入れると分かりやすいし、本来の書きっぷりではないかっていうようなご意見ですね。あと、「ユニバーサルデザイン」と「公平」と「平等」が、こう同時に出てきているっていうような話がありましたけれども、「ユニバーサルデザイン」という言葉を、ここの「基本理</p>

念」からはちょっとなくしてもいいのかなというようなご意見もあったか
と思います。

で、先ほど上田委員のほうからご指摘のあった、目標にならないか
っていったようなところなんですけれども、ちょっと私のほうでコメント
をさせていただくと。前計画では、この「だれもがユニバーサルデザイ
ンの視点と心でまちづくり」っていうのがあって、そこに目標が3つぶ
ら下がっていましたね。今回は、この3つぶら下がるのが、この後議
論するんですが、目標ではなくて、取組方針っていうことなので、上の
基本理念に向かっていくために具体的にどんなアクション起こすのか
っていうようなところになってきます。なので、目標というよりは、前
計画でいうと結構基本方針に近いところが、こうニュアンスとして出て
くるので。基本理念のところ目標があっても、特段大きな問題はない
のかなというのは、ちょっとこう思ったんですけども。

ちょっと上田さん、いかがですかね。下が目標だったら、目標1、
2、3だと、確かにおっしゃるとおりだなと思ったんですけども、今回実
は立て付けが変わっているので、基本理念に少しく「めざした」つ
ていうのを入れてもいいのかなとは、ちょっと個人的には思ったんです
が。いかがですか。大丈夫そうですか。はい、お願いします。

上田委員

全体の、俯瞰(ふかん)できていなかったの、申し訳ありません、
はい。

稲垣会長

特に問題はないですかね。「めざした」って入れても大丈夫かなっ
ていうような気はしたので。すいません、何か俯瞰できてないよって
いう指摘じゃないので、はい。すいません。私がこの基本理念について
ご意見くださいって言っているの。そういうことかと思います。な
ので、「めざした」っていうような言葉はちょっと入れたらいいかなとい
うふうに思います。

「公平・平等をめざした社会づくり」、なかなか言葉が非常に難しい
ですけども、「ユニバーサルデザイン」っていう言葉を入れるのかどう
かっていう話は、ちょっとこの審議会の最後に、もう一度確認取りた
いと思います。今、このような、ちょっとふわっとした状態なんです
が、今絶対確定しなくちゃいけないっていうことではないので、いき
たいと思います。

あと、「共生社会」っていう言葉ですね。先導的共生社会ホストタ
ウンですので、このまち。そういったようなところで、確かに「共生社会」
っていう言葉がこのページにはないなっていうふうに思いましたので、
説明文章の中には「共生社会」っていう言葉を入れていただいて。

で、最後、坂さんのおっしゃった、すいません、さっき僕が言い間違
えていたんですけど、「同じ視点」じゃなくて、「視線」ですね、「同じ視

線」でっていうような言葉もあるといいのではないかといったことですので。それをこの基本理念の太文字に入れるのか、説明の中に入れるのかっていうようなことも含めて、検討していくといったようなことにしたいと思います。

よろしいですか。大体、みんなで考えていく方向はこういう方向だよっていうことで、ベクトル合わせができたんじゃないかと思いたすので。ちょっとピタッと気持ちよく、基本理念これにしましょうとはなっていないんですが、これで大体皆さん意識合わせだんだんできてきていると思いたすので、この後3-2のほうに進めていきたいと思いたす。

で、ちょっとですね、そろそろ休憩取ったほうが皆さんよろしいかなと思いたすので、今から10分弱ほど休憩の時間を持ちたいと思いたす。今、私の時計で42分ですので、どうしましょうかね。50分？52分？じゃあ52分から。僕、電波時計なんで大丈夫です。52分から始めたいと思いたすので。ちょっと休憩取りたいと思いたす。

《休憩》

稲垣会長

はい、52分になりましたけど、皆さまお戻りでしょうか。大丈夫ですかね、はい。それでは再開したいと思いたす。よろしくお願いたします。

じゃあ、続きまして、先ほど3-1の「基本理念」やりましたので、3-2の「基本理念を実現する取組方針」といったようなところがございすので、こちらでご意見いただければと思いたす。

この「標語」の部分は、前回と同じで、「だれもがユニバーサルデザインの視点と心でまちづくり」といったようなところす。取組方針1、2、3とありますので。先に早川先生のほうからご意見いただいていたのが、取組方針1と取組方針2が、ちょっと表現方法をそろえたほうがいいのではないか。取組方針3もそうですかね。この1、2、3で表現方法をそろえられたほうが分かりやすいのではないかというようなご指摘もいただいているところす。

じゃあ、一応、取組方針1からいきましょうか。取組方針1が「つながって、だれでも使えるユニバーサルデザインのまちづくりを進める」。ちょっと取組方針2も見ましょうかね。「ユニバーサルデザインによる情報とサービスの提供を進める」。取組方針3が、「区民と共につくるユニバーサルデザインのまち／みんなで取り組み、進める」というふうに書かれております。

全体的な視点で、横断的な視点でご発言いただいても構いませんし、この個別でご意見いただいても構わないと思いたすので。ちょっと取組方針1、2、3という順番じゃなくてもよろしいですか。はい、じゃあ、こちらの取組方針についてご意見いただければと思いたすが、い

都市デザイン 企画調整担 当係長	かがですか。はい、新岡さん。
	<p>事務局、新岡です。差し替え資料の前の取組方針と、すごく簡潔に書いていたんですけども、取組方針1が「ハード」、2が「ソフト」、3が「区民等の参加と協働」っていうような書き方をしておりました。取組方針なのに、具体的に書いておらず、逆に分かりにくいということと、「ソフト」の内容が人によって捉え方が違うということもございました。「ソフト」だと、ハードに対するソフトだと、人的介助とかそういったイメージをお持ちになる方のほうが多いかと思うんですけども、われわれが書いていた「ソフト」というのが、情報サービスの話を書いていたので。中身が伝わらないということで、その下に書いてあった太字の説明書きのところを、取組方針の上に上げてきているような形になっております。そのため、若干この書き方のニュアンスにばらつきがあるのかなというところがございます。</p> <p>早川先生おっしゃっていただいたように、表現方法がばらばらになっているところがございますので、皆さまのご意見をお聞きしながら、こちらの取組方針を、書き方を変えていきたいなと思っておりますので、ご意見いただければと思います。よろしく願いいたします。</p>
稲垣会長	はい、ありがとうございます。それでは、ご質問やご意見、ございましたら。はい、じゃあ、早川さん、よろしく願いします。今回、よく分かりました。
早川先生	ありがとうございます。取組方針1が「ユニバーサルデザインのまちづくりを進める」というふうになっているんですけども、「ユニバーサルデザインのまちづくり」って、「生活環境の整備」っていうふうに言ってしまったほうが分かりやすいんじゃないかなという。「ユニバーサルデザインのまちづくり」って、取組方針2にも3にもかかってくるんじゃないかなと思ったりしたものですから。2は「情報とサービスの提供」で、3は「参加と協働」っていう。短くするっていう意味じゃなくて、言葉のディレクトリーをそろえたほうがいいんじゃないかなというふうに思ったんですけども、いかがでしょうか。
稲垣会長	はい、ありがとうございます。ユニバーサルデザインの、この「まちづくり」っていうようなところが、「まちづくり」って、じゃあ情報とサービスとかも「まちづくり」の中に入ってきますよねといったようなご指摘で。条例の中では、「生活環境の整備」という言葉が定義もされているような形で明確化されているので、そちらのほうにしたほうが、ディレクトリーという言葉も使われておりましたけれども、レベルが合ってくるんじゃないのかなというところですね。はい、ありがとうございます。

他に。じゃあ、ちょっと手挙げられているので、皆様のご意見、まずお伺いしたいと思います。はい、お願いいたします、本多委員。マイクが入っていないですね。

本多委員

取組の方針2について。情報のサービスを受けるという言葉、それはいいんですが、逆に、私は参加する、参加したいという気持ちの場合は、受けるだけではなくて、何か発信していくとか、そういうあたり。受けるだけではないというイメージ、受けるというイメージだけでは困る、何かこう変えてもらいたいなというふうに考えています。

稲垣会長

はい、大変貴重な視点、ありがとうございます。情報の向きが、一方向だけじゃなくて双方向で動くべきだという、それはもうごもつともだと思います。何か困り事やニーズを持っている方々の情報、あるいは何か区民ならではの提案、当事者ならではの提案といったような貴重なそういう情報を、いわば行政側が受け取るとか、事業者が受け取るとか、そういったようなところですね。これは重要な視点だと思います。私もそのニュアンスは入れるべきだと思います。ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。オンライン、すいません、木村さん。どうぞ、木村さん、お願いします。

木村委員

木村です。すいません、いろいろ出ているこの取組方針のタイトルですけど、先ほど新岡さんがおっしゃったように、差し替えの前の「ハード」「ソフト」「区民等の参加と協働」っていうところなんですけど、後の新しく来た分で見ていると、逆にそれをどう読んでいけばいいのかしら、みたいなことがあって。そのハードとかソフトっていうのが簡単過ぎるっていうのもあるかもしれないんですけども。差し替えのほうは、逆に先ほどからいろいろご意見が出ている「ユニバーサルデザイン」っていうのがそれぞれに入っているんですけども、それを読んで、それからその下に、全てが「まちづくりを進めます」っていうか、「図ります」とあって、なんかこういうタイトル書いてあって、区が進めてきたら、それをなんかどっかで教えてもらえるのね、みたいな雰囲気になってしまうんじゃないかというような気がしています。

もう少し、だから取り組みっていうか、その上のさっきの基本理念もそうだったんですけども、結局、これを区民の人とか、あるいは急にみんなが自分たち事として考えられるようなニュアンスがあってもいいのかしらというふうに思ったので、ちょっと発言しました。以上。

稲垣会長

はい、ありがとうございます。主語が、結構行政目線の主語になっていて。みんなで行き組んで進めますよっていうようなのは取組方針

3なんだけれども、取組方針1とか2のところでも、区民みんなが自分事として捉えて、取り組んでいくんだっていったようなニュアンスがあるといいのではないかというようなご指摘。間違っていないですかね。よろしいですかね、はい、ありがとうございます。そうですね、なかなか。じゃあ、すいません、ありがとうございます。

小島先生ずっと手を挙げて。すいません、僕の手元のところで切れちゃってましたね。ずっと手を挙げられていましたか、すいません。じゃあ、小島さん先で、その後、入江さんをお願いしたいと思います。じゃあ、小島さん、お願いします。

小島委員

小島です。今日、先ほどは理念の話をしていて、この後、UD推進事業のイメージということになるのかもしれませんが、全体を見た時に、どのような取組方針であれば、より分かりやすいだろうと改めて考えてみました。先ほど早川先生が言われていたように、取組方針の1に関しては、「生活環境の整備と充実」は「情報やサービス提供の充実」、そして取組方針3は、「みんなで行き届くまちづくり」、あくまでも一例ですが、全体が少し要約というか集約されたタイトルになるとわかりやすいと思います。以上です。

稲垣会長

はい、ありがとうございました。具体的な文言の提案までいただいておりますので。先ほど、「ユニバーサルデザイン」という言葉をどこに入れるのっていったようなことも、これ、かかってくるのではないかなと思います。事務局からのご提案では、全てに「ユニバーサルデザイン」という言葉が入っていてこだわりを感じたりするんですけども、もう少し効果的な「ユニバーサルデザイン」という用語の使い方もあるのではないかなと、ちょっと僕のご意見聞きながら思っているところです。はい、それでは、入江さんのほうからお願いします。

入江委員

せたがや子育てネットの入江です。取組方針1と2に、「公平・平等」という言葉がまた表れていて、ちょっとこう連発されているのかなっていう気もいたしましたので。ちょっとハードの取組方針1のほうをどういうふうに代替するかっていうのは、今アイデアができていないんですけども、例えば取組方針2であれば、もう少し平易な、「誰もが分かりやすく情報やサービスを受けられる」とか。例えばですけども、そのような「分かりやすい」という言葉が入ってくると皆さんに平等に伝わってくるのかなという気がいたしました。以上です。

稲垣会長

はい、ありがとうございます。この書きっぷりも、みんなに平等な伝え方がありそうだなってことですよね。はい、そのとおりだと思います。ちょっと私も聞きたいことあるんですけど、先に皆さんのご意見いた

だきたいと思います。はい、それでは鈴木委員、お願いします。

鈴木政雄委員

鈴木と申します。今、ここの取組方針3なんですけど、「みんなで取り組む」って書いてあるんですね。私、会社なんかで、でかいプロジェクトなんか持ちますと、絶対に誰かがリーダーで引っ張らない限り、そんなみんなが集まったら何にもできないんだよね。例えば、稲垣さんみたいな人が何かこういうふうにはやらないとき。そういう文言がどこにもなく、みんなみんなって、どういうふうにするのかってイメージが湧かないの。それを勉強させていただきたいんですよ。

私、役所って初めてなんで。普通、そういうデザインをやる時は、必ず誰か旗振りがいなかったら絶対いけないの。もう反対勢力がすごいから。もう、ものを変えようとするときすごいんですよ、抵抗が。それをなんとかなだめていくっていう、あなたみたいな方が陣頭指揮してやらないとね。そういうのがどこにもないんだよね。それが非常に勉強したいなと思ひまして、よろしくお願いします。

稲垣会長

はい、ありがとうございます。まあ、私のようなモデルとして務められているかは。まあ、こんなことはいいですね、すいません。分かりにくくてすいません、ごめんなさい。

ちょっと事務局から今のお話のイメージ、区民の参加のレベルの話とかもいろいろイメージ伝えながら、取組方針3考えられていると思うんですけども。何かちょっとコメントできそうですか、今の。今後の話の展開のちょっとイメージとかもあるかと思うんですけども。

都市デザイン
企画調整担
当係長

事務局新岡です。簡単にわれわれの思っているイメージをお伝えさせていただくと、ユニバーサルデザインのまちづくりの取組みが全然伝わっていないっていう話は、鈴木委員からいただいていたかと思うんですけども、それを実現するにはどうしたらいいかということをごく考えておひまして。

まず、イベントなどに区民の方に参加いただいて、ユニバーサルデザインについて知ってもらってということをまずやってみる。その後、興味を持っていただいた方を集めて、区と一緒にユニバーサルデザインを普及していくために学んでいくという機会を持つなど、一緒に取り組んでいただく方を集める。その後、そういった方がまちに広がって行って、みんなで一緒に事業をやっていくというような、段階を踏んで進めていく必要があるかなっていうことを、考えておひます。それを、どうやって文章にしたら伝わるかなというところではあるんですけども。よろしくお願いします。

稲垣会長

ありがとうございます。勉強になりましたって、今、鈴木委員がおつ

しゃいましたけれども。例えば、区民の公募の委員として、須田委員とか、木村委員とか、谷委員がいらっやっていますよね。こういう非常に意識レベルが高くて、実際に審議会に参加までされているような参加のレベルもあれば、例えばパブリックコメントに意見を出したりとか、アンケート答えたりとか、何かのワークショップに参加したりとか、いろんなその方々に合った参加の仕方、ユニバーサルデザインの進め方ってなるかなと思いますので。

多分みんな、稲垣みたいなのがあったら、もううっとうしくて仕方ないと思いますんでね。でも、貴重なご指摘ですので、参加のデザインみたいなものが反映できるといいかなっていうふうに思います。ありがとうございます。

他、いかがですか。はい、オンライン、寺内さん。はい、どうぞ。お願いします。

寺内委員

すいません、ありがとうございます。私もこの取組方針3のところで、今議論になっていますが、ちょっとご意見としてもらえればと思います。

この1ポツ目についての考え方、よく分かりました。で、2ポツ目のところが、区民参加のプロセスを導入するというような書き方になっていて、なんかこれが、まだ区民参加ができていないので入れていきますというようなニュアンスを感じるんですが。そうではなくて、もうこれまで以上に、それをしっかりやっていくというようなニュアンスのほうが良いのではないかなというようなことを思いました。

あとそれから、今まさにちょっとお話あった、話し合いの場のつくり方というか、今委員長がおっしゃったとおりで、参加のデザインをどうするかってところだと思います。そのあたりの民主的な進め方というのを、骨子の中に書く言葉じゃないのかもしれないけれども。私も、先ほどの参加のデザインきちんとやりましょうっていうようなところは、このレベルで入れるのかどうかっていうのはちょっと分かりませんが、ぜひそのあたりの進め方のところも、今話題になっておりますし、触れていただければというふうに思った次第です。はい、よろしくお願いします。すいません、雑ばくな意見で、申し訳ない。

稲垣会長

はい、ありがとうございます。僕が、世田谷区駆け出しの頃は、寺内先生からかなり二子玉川の町会の中で参加のデザインっていうのをすごく学ばせていただきましたけれども、先生より先に、なんかこうやって使っちゃってすいません。

おっしゃるとおり、そのプロセスを導入するっていうふうに書かれていると、なんかできていないような感じがするので。区民参加、市民参加も全国のパイオニアのまちですから、その中で、レベルの高いと

ところで、どのように参加のデザインの考えなのかっていうようなことはちょっと見せたほうがいいのかなっていう。私も同意見でございます。寺内さん、どうもありがとうございます。

他、いかがですか。いろいろチェックしていますよ、大丈夫ですか。はい、じゃあ、上田さん、よろしくお願いします。

上田委員

上田でございます。先ほど、基本理念うんぬんのお話をさせていただいたんですが、第2期の後期の32ページにあります、今回は、目標ではなく基本理念を据えた。その次、前回、目標1、2、3であったものが、取組方針1、2、3というふうな捉え方になっている。これは、今後全体を見ていく上で、施策のほうにつながっていくものというふうに考えてよろしいかと思うんですけども。その際にも、次のページになりますね、8ページの次の9ページ、施策の分類ということになって、1から10に今回体系立ててくださったわけですけども、こちらへ、この取組方針が繋がっていくような内容でまとめていくとスムーズではないかなというふうに考えるんですけども。そのあたり、どんなふうに。

実は前回のいただいていた骨子には、1から4を「ハード」、5から7を「ソフト」、8、9が「参加協働」、10が「総合」という方針になっていましたので、そこにつながった内容である。

それから前回、32ページにあるように、当初打ち立てていた「ユニバーサルデザインの生活環境を実現する目標」というふうにされていたので、この生活環境の整備、あるいは生活環境を実現するというような文言が大きなテーマの中に入ってくるのではないかというふうに、先ほどの早川先生のお言葉も拾って、そのように考えましたが。お教えいただければと思います。

稲垣会長

こちらに関しては、おそらくこの差し替え前の、一度委員に送られた資料から変わっている。まず、「目標」が「取組方針」になっているってところの意図と、あとは取組方針1、2、3というものと、その後の、次のページのそれぞれの施策との関係、つながり方であったようなところが今回の差し替え版の資料では見えないので、そのあたり、ちょっと補足説明いただきたいというところだと思います。

都市デザイン
企画調整担
当係長

はい、事務局新岡です。直前で差し替えさせていただいたので、その前にいろいろ見ていただいた方はちょっと戸惑っているかもしれないんですけども、まず、取組方針3つが、次の施策につながって分類してやっていくっていうことは、今後もそのつもりで考えています。「情報とサービス」のサービスについて、具体的に「どういうもの」が「どこに」入ってくるのかっていうものに、ちょっと迷いが事務局の中で

もございます。

「ソフト」「ハード」となった時に、サービスに関しては、ハードでも、例えば鉄道であれば役務っていうことになってくると、サービスに関連するものも含めてハードの整備になるものがあるかと思うんですね。そういった時に、バサッと、「ハード」「ソフト」で分けてしまうと、分類がとても難しいのかなっていうところがございましたので、前回お出しした、「ハード」「ソフト」「区民参加と協働」の3つの分類に分けたものをいったん事務局のほうで修正したという意図がございます。それなので、今後、今日の取組方針を踏まえまして、分類は修正させていただこうと思っております。

「基本理念」と、「取組方針」1、2、3にした理由ですけれども、まず目標があって、取組方針とするっていう考えも最初はございました。

ただ、「公平な社会づくり」というものに関しては、「目標なのか？」という意見が事務局の中で出てきました。「公平な社会づくり」は目標というより、やっていかなければいけない理念なんじゃないかっていうことを話し合いました。

また、第2期後期では、「標語」があって、「目標」があって、「基本方針」という体系でしたが目標の基本方針って何だろうっていう話になり、整理した結果、第3期では「理念」を掲げました。

理念には目標っていう意味合いもあって、目標であり、やらなければいけないっていう一つ上段階の思いが込められたものになっています。目標ということだと、やらなくてもいいのではないかという意識になるのではという懸念がありまして。だったらもう、その理念に向かって何をしなければいけないかという方針を立てて進めたほうがいいのではないか、もっと一歩進めるべきなんではないかという思いで、「理念」、「取組方針」といった構成に変えさせていただいております。

ちょっと、説明分かりにくいかもしれないんですけども、いかがでしょうか。

稲垣会長

はい、いかがでしょうか。

上田委員

はい、おっしゃるとおりで。目標っていうと、ただ掲げただけっていうふうなイメージは確かにあると思いますので。取り組むんだっていう自発的なもの、それからその参加デザインに関しての具体的なプロセスを打ち立てていくというのは、とても前向きな姿勢が見えるなというふうには思います。

施策の分類に対して、今回の取組方針を分類していく必要があるかは別として、その必要性とは別に、その取り組むベクトルが全体として見えてくれば、また一つ一つの事業が非常に目指すところが明確になっていくかなというふうには思いました。また、次の施策事業の

見直しの部分で、ご助言いただければと思います。

稲垣会長

はい、ありがとうございます。当初、この差し替え前の資料の時には、取組1、2、3で、「ハード」「ソフト」っていったような形になっていて、「ハード」だったらこの施策ですねとか、「ソフト」だったらこの施策ですねってなっていたんですけど、ちょっと、そうじゃないだろと。その施策の中に、おそらく取組方針1、2、3の、全部にじみ出ないといけないと思うんですよね。例えば、鉄道駅であるとか、公共施設でのユニバーサルデザインを進めるに当たって、生活環境の整備だけでも、そこでは情報も提供されるし、受け取るし、サービスもなされるわけで、そのユニバーサルデザインを進めていくに当たって、区民等が連携しているわけですよね。

だから、おそらくああいう一度皆さま差し替え前の資料をご覧になった方は、この取組方針って、なんか施策が分かれてしまうっていうのは少しちょっとなじまないのかなっていうようなところもあったので、今回の表はそういう分類にはなっていないといったようなふうに理解を私はしていますけども、はい。なので、結構、取組方針1と2っていうのは、セット、両輪でなっていくっていうのは、イメージもあるのかなとは思っているところです。はい、手挙げられています、京王さんの、田中さん、よろしく願います。ありがとうございます。

田中委員

すいません、京王電鉄の田中といいます。取組方針1のところですね、「つながって、だれでも使える」というところと、一つ下に書いてある、「だれもが」という2行の説明文のところでございますけれども。最初の「つながって」というところが、ちょっとどういう意味だろうかなっていうところが少し分かりづらいなという気がして。もし可能であれば、下の「だれもが、『公平、平等に利用し、使える』」っていうこの文章のほうに、前の「つながって」っていうものの説明に近い、その「つながって」っていう意味がイメージできるような何か文言なんかがあると、読んでいる人にはちょっとイメージしやすいのかなと思いました。はい、以上です。

稲垣会長

はい、ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。僕も、この「つながって」っていうのは、ここから多分削除かなと思っていたところです。削除というか、つながるっていったようなニュアンスを入れたいのであれば、次の説明文の中におそらく入れたほうがいいのかなっていうふうに思います。いろんな方々がもう少し端的に分かりやすく、1、2、3の差別化が図れるような表現がいいのかなというようなところは、皆さんの総意のような気がいたしますので。小島委員が、いただいているような非常に端的な表現で、かといって、「ハード」「ソ

フト」みたいなのはちょっとやり過ぎなので、そこは考えていきたいと思います、はい。

他、いかがですか。そろそろ、大体皆さんご意見出てきたかなと思うところですけども。

今の取組方針1は、生活環境の整備の話であると。取組方針2は、情報の相互通行の話とサービスの話、サービスの中には接遇とかも入ってくるかと思えますけれども、そういうようなものですかね。取組方針3は、参加と協働の話っていうところで。この大枠は、特に反対はないですかね。あとは、これの表現の仕方っていうところになってくるので、そのあたりは皆さんのご意見を踏まえた上で、事務局に、ちょっと一度また再考案を作って、何らかの形で皆さんに、書面になろうかと思えますけれども、確認いただくっていうような場にしようかなと思えますけども。はい、じゃあ、鈴木委員、お願いします。

鈴木政雄委員

実は、この1週間のあたりで2回、大きなイベントをやりましてね、区長さんにも来ていただいたんですけど。いろんな方のお話聞きますと、世田谷区民会館ができるんですね。

その時に、「鈴木さんが今度はイベントでつかくやれるから」って、言われたの。けどね、みんなお話しする人は、建屋の話しかしないんだよ。建屋を詳しく。ユニバーサルデザインって建屋の話だけじゃないんだよね。でしょ？

なんでそういう人たちが、そういうことを言わないのかっていう。これ、500人もいる前でしゃべるんだったら、建屋のこんなん何か、いや来年は楽しいよなんていうんじゃないで、心のバリアフリーの話でもちょこっとでもしてくれたら、われわれはすごいやすいの。そういう話は全然出てこない。建物こうなっているっていうのは、よく知っているんだよね。けどね、そういう心のバリアフリーって、今皆さんがお話しているような内容が上から流れないと、私もプレゼンテーションできない、その後にやろうと思っても。やったら恥かしいっちゃった、「鈴木さんだけ先走りしてんじゃないのか」って。そう言われちゃったこともあるの。そういうこと、あるんだよね。

じゃあ区長にしてみたら、区長の原稿っていうのは周りの人が作ってんだよね。そこに、この話が入っていないと思うんだよ。そこを上手にやったほうが、われわれはこれを動かしやすいと思うんだよね。紙をいくら出している、上がやらない限り駄目なんだ。物事ってのは、社長が言わないとな。稲垣さんが言っとかなきゃ(笑)。

ということがちょっと気になりましたんで、すいません、余計なこと言っちゃって。余計なこと、言っちゃうタイプなんで、ごめんなさい。すいません、失礼しました。鈴木です。

稲垣会長

ありがとうございます。区長から、オンラインではありますけど諮問を受けて今検討している会ですので。きちんと区長にこの検討状況をお伝えいただきたいと思えますけれども。部長から、別にコメントいただけますか。区長にちゃんと伝えてって。

都市整備政策部長

すみません、このユニバーサルデザイン推進計画、こちらの3期計画に着手したことは、この間の諮問も含めて区長と話しております。区長も、当然このユニバーサルデザインのまちづくり、こちらの重要性っていうのはもう本当に強く思っています。

ですから、おそらくですが、新庁舎についても、このユニバーサルデザインの視点に基づいて、さまざまな工夫とか、当然やるべきことはなされておりますので、そちらのお披露目の時にも、例えば、こういうものが、ここがフラットになっているとか、そういったご案内っていうのは、区長は分からないですけど、実際現場サイドでの内覧とかそういった際には、ご説明もあるかと思えますので、ぜひその機会にでも、鈴木委員のほうからも、こういうところが審議会でやっているっていうPRをしていただければいいかなと思えますので、よろしく願いいたします。

稲垣会長

はい、ありがとうございました。いかがでしょうか、何か言い残し等、ございますか。オンラインの方々もよろしいですかね、はい。皆さんおっしゃっているご意見は、反映できないものは何一つないんじゃないかなと思えますので、それぞれ反映して、皆さまにまた修正版、お伝えたいと思えますので、よろしく願いします。

で、3-1と3-2を今このように確認しているところですけども、他の部分、いかがでしょう。第1章から第4章まで全て含めて、何か先ほどの新岡係長からの説明の中で気になった点とかありましたら、ちょっとここで承りたいと思えますけれども、いかがでしょう。いろいろありますか。ちょっと端的におっしゃって、すみません。山形さん、よろしく願いします。

山形委員

山形です。1から4まで含めてっていうようなことで大丈夫なんですね。はい、分かりました。

これまでの計画と、ユニバーサルデザイン環境整備審議会の議論とそこを反映する活動っていうような、これまでの2期間の取り組みっていうのと、今後の第3期目っていうところが、ちょっと大きくユニバーサルデザインの概念が、まちづくりをベースとしたっていうところからもっと広がって。目に見えない部分も含めてまちづくりっていうような、情報等も含めてっていうことなんですけれども。そのまちづくりの概念も、やっぱり多様化してきたんだっていうことを感じまして。だから、

根本的に変わってくるところなのかなって言うふうには思っていた中で
って言うところなんですけど。

この後の4のところ、「ユニバーサル環境整備審議会と庁内推進
体制との連携」ってところの、資料でいうと10ページのところの、
ユニバーサルデザイン環境整備審議会ってところの説明書きが
あるんですけども。この説明書きが全然変わっていないんですよ。
ここも全く変わっていないのかって言うことに、ちょっとびっくりした
って言うのがあるんですけども。

で、「ユニバーサルデザイン環境整備審議会は、多様な人に配慮
した環境整備をより広げていくため」って言う、ほんとに配慮して
って言う、その配慮するための組織なのかって言うような、配慮で済む
レベルの状況じゃない社会に、もう変わってきているんじゃないの
かなって言うふうに思ったので。これまでの、この第3期に向けて
って言うところの、基本理念とかも含めて最初からの、この流れに
沿った形での「ユニバーサルデザイン環境整備審議会とは」って
いうところの表記って言うところが、もうちょっと必要な
のではないかなって言うふうに思ったって言うことが、まず一つ
です。

それで、もう一つは、資料の「障害の社会モデル」って
いうところの表記があったんですけど。6ページだ。6ページの
「課題」の「社会的課題」の括弧3って言うところに、「障害の
社会モデルに基づく心のバリアフリーの普及」って言うふう
に書いてあるんですけども。この社会モデルって言うのは、
そもそもこういう意味合いじゃないんじゃないかな
というふうに思いました。社会モデルって言うのは、本当に
障害を持つ人も含めた社会的弱者と、設備であり、制度、
弱者が関係性に基づいてバリアを感じることに
対してそこを改善していくって言うところが、
社会モデルって言うところなので。ほんとにこの
「心のバリアフリーの普及」だとここで表記する
なら、社会モデルって言う表記ではない
んじゃないかなって言うふうに思いました。

それに、今現状ではもう、障害者権利条約の総括
所見も含めて、社会モデルって言う言葉はさらに
法的な根拠も含めた人権モデルって
いう表記に変わってきているって
いうところもありますので、その
あたりをもうちょっと明確にした
ほうがいいのではないかな
ということを感じた
というところでございます。以上です。

稲垣会長

はい、ありがとうございます。非常に説得力のあるご発言でした。
他、いかがですか。ちょっとまとめてお伺いしたいと思います。

鈴木政雄委員

ここに「ユニバーサルデザイン環境整備審議会」ってありますね。これ、
稲垣さんがやっているんでしょ？これ、こういうことを言っちゃいけない
のよ、役所は。例えば、みんなのところにこれをくっつけちゃまず

いの。みんなで取り組むんだけど、みんなの上に何か引っ張るものがないと。ただ、みんな、みんなって言っても、困っちゃうんだよ。だから審議会を中心にして、みんなで引っ張るとかっていう、そういう表現って、じゃないとこれ意味がなくなっちゃうんだけどさ。よろしく。

稲垣会長

ありがとうございます。今、10ページ目の、この図のことですよね。こちらの図のことですよね。この図の表現で、この「ユニバーサルデザイン環境整備審議会」に区民、事業者、参加ってなって、こう矢印が飛んでるんですけど。もう少し審議会の位置付け、この位置付けに表現はされているんですが、今、鈴木委員がおっしゃったような、ちょっとニュアンスが出ればいいかなとは思うんですけども。ちょっと検討させてください、この表現方法に関してはですね。

部長、お願いします。

都市整備政策部長

すみません、ありがとうございます。同じ4章の次ページ、4-2のほうの「推進に向けた協働体制」という図がありますが、おそらく鈴木委員の強調されたいところは、こういう、区民、事業者、区が、連携、協働して進めていくべきだということをお話しいただいたんだと思います。

確かに、ちょっとこの並びは悩ましいんですけど、第4章が「推進の仕組み」ということになっていますので、レイアウト、例えばこの協働体制っていうのを前面にもうちょっと、例えば4-1で協働体制のほうにして、環境整備審議会の皆さまにちょっと恐縮な部分はありますけど、ちょっとこの4-1を少しコンパクトにして出していくとか、そのあたりの表現の仕方は工夫の余地が十分あると思いますので、考えさせてください。

稲垣会長

はい、ありがとうございました。私から少し意見なんですけど、一委員としてなんですけども。

この10ページの図の、右下の区長の下にユニバーサルデザイン推進委員会と推進委員会幹事会っていうのがあるんですけども。実際に、区の各部署が、ご自身が携わっている、担当されている施策とか事業にユニバーサルデザインをいかに反映できているのかっていう、スパイラルアップをしていくわけなんですけども。ちょっとその各部署がどこにいるのかっていうのが、多分、庁外の人からすると分かりにくいのかなっていう気がするんです。ここに確かに「年1回の点検・評価」と書いてあるので、ここに入っているんだっていうのは、僕は分かるんですけども。もう少しちょっとここで。

世田谷区って非常に珍しいんですよね、こういうやり方やっているの。ユニバーサルデザインのことをいろんな部局を超えて考えて、見

直しを図っていくってというようなことは、世田谷区、かなり珍しいと思います。他の自治体ではここまではやっていないと思うので。それが分かるような表現方法をちょっと考えていただきたいと思います。かなりここは世田谷区ユニークなところになると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

他、いかがですか、全体通して何かございましたら。じゃあ、橋本先生、お願いします。

橋本副会長

橋本です。事務局がお作りになった9ページの「UD推進事業のイメージ」のところ、3-3なんですけど、1から10まで「施策の分類」とございます。その6番、「UD情報」とあるんですけど、UD情報がどうしたのかがよく分からないんですね。UD情報、例えば構築するとか、蓄積するのか、実際の今までの25のほうの分類を見ると、そういうことをおっしゃりたいのかなと思うのですが、今のままの「UD情報」というだけでは、実際のところ分からない。これはもう少し文言を加えて、具体性を持たせたほうが良いと思いました。ご検討いただければと思います。

稲垣会長

はい、ありがとうございます。他、いかがでしょう。じゃあ、入江委員、お願いします。

入江委員

入江です、ちょっと1点、質問させていただきたいんですけど。8ページの3-1の「基本理念」のところ、ちょっと立ち返ってしましますが、「相互に人格や個性を尊重し支えあい」という言葉があって、人格というところが、なぜ「人権」とかではなく、「人格」という言葉を選んでいるのかっていうのをご説明いただけたらありがたいです。

稲垣会長

はい、じゃあ事務局のほうから。こちらの「人格」、「だれもが、相互に人格や個性を尊重し支えあい」の、この「人格」のところですね。

都市デザイン
企画調整担
当係長

はい、事務局、新岡です。元々これまでやってきた推進計画の目標1の「公平な社会づくり」のところから、「全ての人の人格と個性が尊重され」という部分を継承させていただいておりました。人権という言葉を使っていないっていうのは、その理由なんですけれども、人権を外したとかという意味ではなく、継承しているということでございます。

稲垣会長

これは、UDアドバイザーの男鹿さんのほうからは、何かコメントございますか。確かに前計画にも、「人格と個性が尊重」って書いてありますけども。

男鹿氏

私、個人的には人格っていうのも、基本的人権っていう表現でずっときたので。UDの前の計画についてはちょっと私も直接関わっていませんでしたので、人格っていうことがどういうケースで入れられたのか分からないんですけども。他の条例だとか、そこから引っ張られてきたのかどうかっていうのを、ちょっと確認していったほうがいいのかなくて気はしますが、基本的にはやっぱり、全ての区民の基本的人権が尊重されるっていうことのほうが、端的で分かりやすくていい。いってというのは、条例の前分にも書いてありますし、ほんとご指摘のとおりだと思います、はい。

稲垣会長

はい、じゃあ、部長のほうからご説明いただけそうなので、ちょっとお願いします。

障害福祉部長

すみません、多分というと、ちょっとこういう場でふさわしくないかもしれませんが、実は、うちの障害のほうの計画の基本理念のところに、「障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で支えあい、自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」という表現を使わせていただいています。これは前の計画から実は継承してきた流れのもので、多分その部分の、ここでは「人」にコミットしているので、そこに対して人権っていう権利のことというよりも、住み慣れた地域で生活するっていうことからすると、多分、人格とか個性とかっていうことを言葉として入れてきた部分があると思います。

そのことを庁内でいろいろやる中で、じゃあ、これをというような引用もあったのかなというようなところもあるので、今いただいたご意見で、どちらが今回の場合ふさわしいのかというのは、改めてちょっと確認していくのが良いかなと思います。

あとは先ほどの、「障害の社会モデル」のところは、言葉の使い方を含めてどういう使い方がいいのかというのを、改めて我々のほうで検証させていただいて、確認していきます。ありがとうございます。

稲垣会長

入江さん、よろしいですか。はい、鋭いご指摘でした。ありがとうございました。他、いかがでしょうか。よろしいですか。

すみません、先ほどの山形さんのところですけども、今ちょうど障害福祉部長からもコメントありましたように、障害福祉社会モデルのところは全然書かれていないので、障害福祉社会モデルの説明を入れるべきですね。これはもう完全に同意です、はい。

あと、10ページ目の、この説明文のところは、ちょっと前回のそのままになっているので。確かに社会が成熟、考え方も成熟してきてい

る、いろんな法整備も行われているところなので、ここの推進体制の説明っていうところをもう一度再考していただきたいというところがございます。もう、おっしゃるとおりかなというふうに思いましたので。山形さんもありがとうございます。

山形委員

一言だけいいですか。

稲垣会長

一言、はい。一言、お願いします。

山形委員

須藤部長からのご指摘もありましたけれども、障害のほうの条例のほうでうたわれている社会モデルと、ここで説明されている社会モデルの整合性がちょっと付いていないので、そのあたりの調整が必要かと思いました。はい、以上です。

稲垣会長

はい、ありがとうございます。ちょっとその課題とか背景だけじゃなくて、実はこの理念のほうとかにも社会モデルのニュアンスがにじみ出るべきだと思いますので、その辺も含めて考えていただければと思います。第3章のところにもそういう言及があってもいいかなというふうに、私思いました。今の議論を聞いていてですね。はい、ありがとうございます。

他、よろしいですかね、ちょっと時間も迫っていますので。5時までにお帰りにならないといけない方もいらっしゃると思いますので、ちょっと先に進めさせてください。もし他にご意見あったら、後で。僕いつまでも付き合いますので、後でまた、まとめてお伺いしたいと思いません。

じゃあ、次いきたいと思います。かなりちょっと時間押していますけれども、議題はもう一つございますので。部会の構成ということで、事務局より、少し簡潔版でご説明いただければと思いますけれども。はい、よろしく願いいたします。

都市デザイン
企画調整担
当係長

事務局、新岡でございます。2つ目の議論、部会の構成についてご説明させていただきます。画面のほうはまだ骨子になっているので、後ほど切り替えさせていただきます。

本日も、第3期計画策定に向けた審議をいただいておりますけれども、例年どおり、年度ごとのスパイラルアップの報告を行う予定でございます。第2期後期計画では、部会を3部会の構成とさせていただいておりますが、調整期間、令和5年度、6年度に関しましては、新たな部会構成で審議させていただければと存じます。

そもその構成ですね、第2期後期計画では、第1部会では、普及啓発、情報とサービス関連、第2部会では建築、住宅、災害関連、第

3部会では道路、公園、公共交通関連を、それぞれ部会として審議いただいております。ですが、部会をまたいで、類似の施策事業がすごく多かったということで混乱を招いております。UD審議会の委員の皆さまからも、第1部会で、全体を通してやったほうがいいんじゃないかっていうような施策事業ありますよねっていうお話もいただきました。そのため、先ほど骨子案でも説明しました、「まちづくり」「情報とサービス」で、ちょっと分類させて、今の25の施策事業を2つに分類させていただいて、第1部会と第2部会にさせていただければなと思っております。

「区民参加と協働」に関連する取組方針の3つ目のところなんですけれども、「参加」と「協働」で2つに分けさせていただいて、第1部会、第2部会で、それぞれ心のバリアフリー関係の事業も審議いただくような形を取らせていただければなと思っております。イメージとしましては、第1部会は、まちづくり、ハード関係のまちづくりと、区民の参加。第2部会は、まちづくりの中の情報サービスに関連するものと、区民の協働を想定しております。

なお、No. 4の「ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップの実践」という施策事業があったかと思うんですけれども、こちらは今現在審議いただいている内容となんら変わらないものになるので、事業報告個別としてはせずにいきたいなと思っております。

資料4をご覧ください。「調整期間 講評・提案のイメージ」ですが、先ほど説明したとおり、「まちづくり」「情報とサービス」「区民参加と協働」の施策に分類したいと思っております。で、類似の施策事業はあらかじめまとめ、部会では一緒に事業報告をさせていただきます。昨年度に引き続きまして、各施策事業の代表所管課による事業報告とさせていただきます。

2番の構成イメージは、ご覧のとおりでございます。こうやって見ていくと、事業を分類させた関係で固めて、ちょっと位置をずらしたりしているんですけれども。イベントだったらイベントのところちょっと固めたりとか、自転車は自転車で一つにするとか、区立施設関係のところは一つにまとめるっていうようなやり方をしているんですけれども。

例えば、この区立施設の関連の建設関係のものなんですけれども、年間に建てられる区立施設って限られておりますので、その報告をばらばらの施策で報告しているような形になっております。例えば、学校を建てた報告では、6番では学校を何件建設しました、8番、学校のサインはこういうふうにしました、12番、災害利用も考えて学校施設はこういうふう工夫しましたというような報告になっておりましたので、それぞれの個票は作成いただいて、それぞれの所管が事業報告には来るんですけれども、まとめてその建物一つの評価を物件

として見ていただくような形で、イメージしていただければと思います。

続きまして、個票の作成でございます。第2期後期計画と同様に、それぞれ1個ずつ、個票は作成いたします。令和4年度で狙いというか、取り組みの計画がもう終わってしまっているものもございますが、それは前年度の審議会からも講評・提案をいただいておりますので、令和5年度に、それに基づいて行った事業の報告を個票に記載いただきます。

4、調整期間の講評・提案ですが、以下の項目ごとに、事業報告に基づいて講評・提案を作成する。個票の中に、講評・提案を書くのではなく、部会の講評をいつもまとめてそれぞれ作っていただいているんですけども、その下にそれぞれの分類で、例えば区民参加に関しては、No. 1、普及啓発関連で一つの講評・提案、No. 2、No. 10、区民参加に関連するものを一連の講評・提案という形のものに作っていただいて、一緒に入れるようなイメージで作っていただくようなことを考えております。

スパイラルアップのイメージ図の説明は割愛させていただきます。

個票のイメージです。今の令和4年度のスパイラルアップの報告に関しては、施策・事業名があって、所管・ねらい、取組方針や方向性があります。そして、前年度の講評・提案があり、その下にその年度に行った区を取組状況、点検・評価・改善、最後にその年の講評・提案を書きいただいております。調整期間は最後の今年度の講評・提案のところの欄だけが、個票の中からなくなるようなイメージで、次のページですね、最初のほうに全体の講評があって、部会の講評があったかと思うんですけども、その次に第1部会の施策事業の講評提案というかたちでまとめて書いていただくようなイメージを持っております。

そういうことで、部会を2つに分けることによって、施策の講評・提案数が多くなってしまいうんですけども、まとめて審議いただくことで、効率よく全ての事業について評価いただくような方法をとりたいなと思っております。

続きまして、資料5をご覧ください。UD審議会の委員名簿でございます。こちら、表は第9期のメンバー構成となっております。裏面をご覧ください。こちら、事務局で部会の構成を作らせていただいております。こちら、部会長は後ほど会長にご指名いただくような形にはなるかと思うんですが、まず、この部会をこういうイメージにしてやっていくということについて、皆さまからご意見をいただいて、やはり3部会で建築とか公共交通、心のバリアフリーの3つの部会に分けたほうがやりやすいんじゃないかとか、2つでも効率よくできるんじゃないかなど、いろいろご意見あるかと思うので、検討いただければなと思っております。

こちらの第1部会と第2部会の委員の方の振り分けに関しましては、まず学識経験者の方ですね、土木交通系と建築系の方にそれぞれの部会に入っていたくような形をとらせていただきました。それは、建設、ハードとか、ソフト、情報に関連するものも、それぞれ建築土木の両方の視点が必要になってきますので、分かれていたくような形をとっております。

区民の方に関しましては、それぞれ、事務局のほうで、区としてご意見をいただきたいなっていうところの部会に分けさせていただいているんですが説明は時間の関係上、割愛させていただいて、まずご覧いただければと存じます。なんで私はこっちに入っているのっていうのはあるのかとは思うんですけれども、まず事務局案として提案させていただきます。部会についての説明は以上となります。

稲垣会長

はい、ご説明いただきましてありがとうございます。皆さま、資料5をご覧ください。資料5に皆さまのお名前がこの名簿として記載されておりますが、その裏面、2ページ目ですね、裏面をご覧くださいと、今までこの審議会は3部会で分かれて、それぞれ部会長がいて、その中でスパイラルアップの議論をしていました。取り組みを報告してもらって、それに対してUDの観点から委員からご意見いただいて、講評するという流れでした。それを3部会じゃなくて2部会にしましょうということにしています。

1部会当たりの人数が若干増えることになりましたけれども、振り分けの考え方としては、先ほど新岡さんから説明があったとおりです。私も事前にこの振り分けはちょっと教えてもらって拝見したんですけども、大きな偏りはないかなというようなところで考えて確認したところですけど、皆さま個人のお名前入っていますので、いやいやいやというのがあったらご意見いただきたいということです。

そして、第1部会が「ハード・区民参加」、第2部会が「ソフト・区民協働」って書いていますが、おそらくこのハード、ソフトっていうのは先ほどの議論を踏まえるならば、ハードのほうが生活環境の整備ですね、で、ソフトのほうが情報サービスに匹敵するかなということです。もちろん第1部会でそういうサービス関連のことが混ざってくることもありますし、2部会のほうでもおそらくそういうハード整備的なことも入ってくると思うんですけれども、だいたい施策事業の分類、これでできそうなので、分類しましょうということで。

資料4をご覧ください。資料4の、1ページ目ですね。ホチキス留め資料4の1ページ目をご覧くださいと、新部会っていうところに、1、1、1、2、2とかって入っていますね。2部会にそれぞれ振り分けて、まとめられるものはまとめて、効率よく議論を進めていきましょうと。効率よくっていうか、時間をきちんと一つ一つに設けて、意味のある

議論をさらにしましうってというようなご提案でございます。

では、皆さま方から、いかがでしょうか。2部会に分けるといこと、そしてそれぞれの皆さまのお名前の振り分けですね。そして、事業をまとめて、このような事業を割り振りして議論するといったようなことに関して、何かコメント等あれば。はい、早川先生、お願いします。

早川委員

ありがとうございます。1部会と2部会で、「参加」と「協働」に分かれているってところが、ちょっとやや引っかかっておりまして。逆なんじゃないかと思っています。第2部会のほうは情報発信、サービスということなので、啓蒙だとかいったようなことは、情報サービス、発信のほうは請け負ったほうが情報の流れとして組みやすいんじゃないかなというふうに考えます。

ということで、資料4を見ますと、資料4の表から、上から見ていくと、1と2は第2部会の事業になるのではないかと、10は第1部会、そして、飛びまして、3、アドバイザーの活躍の場を広げとかっていう、これは第1部会、そして23は、「災害に備えた区民参加による取組み」、これは第1部会というふうに。少し環境整備だとかいったようなこと、そして区民が実際に取り組むというような参加ってところの部分で第1部会が請け負われたほうが、頭の中の整理がつきやすいんじゃないかなというふうに私は思いました。いかがでしょうか。

稲垣会長

はい、ありがとうございます。少なくとも私はそうだなと思いました。今のご指摘、そのほうがなじむねと。そうですね。情報関係とやっぱハード関係と、それぞれなじむ参加、協働をくっ付けていくっていうのは、いいですね、はい。今、事務局もうなずいていますので、早川さんの今おっしゃったとおりに、ちょっともう一回このあたりの振り分けはやり直したいと思います。ありがとうございます。

早川委員

ありがとうございます。

稲垣会長

はい、他、いかがでしょう。はい、確認、山形さん、お願いします。

山形委員

山形です。これ、確認だけなんですけど、この調整期間に関してってことですよね。これまでの部会の構成の流れってというのが、それぞれの事業があって、それぞれの事業に則した活動、取り組みをなさっている委員さんに希望を取って所属部会を決めていただいて、それでご希望のある委員さんと、特にご希望がない委員さんで調整をして決めるってことだったんですけども。この部会の構成を2つにするってことも含めて、この2年間で調整するってこと目途があって、それで一応案としての委員構成とかも事務局さんで決めて

いらっしゃるってことですよね。分かりました。あくまでも調整というところで、把握ができましたので。ちょっと、こんな感じですよと言われてびっくりしたところがあったんですけども、了解いたしましたので。はい、ありがとうございます。

稲垣会長

はい、ご配慮いただきましてありがとうございます。ご理解いただきましてありがとうございます。2つの仕事を私たちは同時に進めないといけないという話があるので。行政側としても3部会だとなかなか回せなくなってくる懸念があるので、2部会っていったところも実情としてはあろうかと思えます。はい、ありがとうございます。その第3期の部会の考え方は、また改めて審議したいと思います。はい、ありがとうございました。

他、いかがでしょうか。何か、ございますか。はい、木村さん、手挙がっていますので。はい、木村さん、どうぞ、マイクオンにしてしゃべってください。

木村委員

すいません、ありがとうございます。ここまで理解しました。すいません、今日ちょっと私、急ぎの次のことがあるので、5時になったら退室させていただきたいんです。けど、チャットがうまくできなかったんで、ごめんなさい、発言させていただきました。よろしくお願ひします。

稲垣会長

はい、今日も、ありがとうございました。どうぞ。

木村委員

この先のことはまた後で教えていただけるかと思えますので、よろしくお願ひします。

稲垣会長

ありがとうございます。他、いかがでしょうか。なんか変に急いでいて、すいません。ちょっともう5時でお帰りにならないといけない方は、何かご発言、優先的にさせていただきたいと思えますけども。よろしいですか、大丈夫ですか。

はい、それでは皆さま、お示しているこの部会の名簿であったり、資料4に関しては今の早川先生からのご指摘踏まえて、少し振り分け直したものの、参加、協働に関して振り分け直したもので進めていくってということで、間違いございませんでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは先ほどご説明あったように、条例では部会長を私が指名しないといけないってことなんですけれども。まず第1部会に関しては、誠にせんえつながら、稲垣が務めさせていただきたいと思えますが、ご異議のある方いらっしゃいますでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。(拍手)はい、ありがとうございます。ここで嫌だっ出て

きたどうしようかなと、すいません。ありがとうございます。

それでは、第2部会なんですけれども、副会長で、今までの2期後期計画でも第2部会の部会長を務めておられました橋本委員を指名したいと思います。いかがでしょうか。(拍手)はい、ありがとうございます。ということで、これからの部会の立て付け、ならびに部会長に関しては、今私が申し上げたとおりとさせていただきたいと思います。皆さま、ありがとうございました。

それでは、本日の議論は以上となりますが、全体を通して何か言い残したこととか、もしおありの方がいらっしゃったら、また事務局にメール等でご連絡いただければと思いますし。今回の修正案に関しては、もちろん近々事務局のほうから修正案を提示させていただきたいと思いますので、その際にまたご意見いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それではもうお時間も迫っておりますので、本日の議論、以上とさせていただきます。この進行を事務局のほうにお戻ししたいと思います。

都市デザイン
課長

はい、事務局、青木でございます。稲垣会長、進行のほう、どうもありがとうございました。ちょっと5時を超過してございますけど、もう少しお時間いただければと思います。部会長の選任がございましたので、ちょっと時間超過してございますけども、もしよろしければ第1部会長、第2部会長、一言ずついただければと思いますけども、どうでしょうか。

稲垣会長

すいません。じゃあ、自分で指名しておきながら、なんか仰せつかりました、稲垣でございます。皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。新しいメンバーもこう加わっていただいて、かなりいろんな多様なご意見いただけるような雰囲気が醸し出されてきているなというように思っているところでございますので、第1部会の特に皆さま、これからまた熱い議論を期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございます、はい。(拍手)

橋本副会長

それでは、橋本でございます。第2部会の部会長ということでこれから務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。速やかな、第1部会、第2部会への移行ですね、ここを、慎重かつできるだけ明確な段取りを取りながら、皆さまにご賛同いただきながら、第2部会の枠組みに進んでいければと思いますので。これから事務局がいろいろと考えてくださると思いますけれども、そこをまた稲垣会長長と考えながら、皆さまにご賛同いただけるような形を取りつつ進めるということを基本にしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

都市デザイン課長	<p>す。(拍手)</p> <p>稲垣会長、橋本副会長、どうもありがとうございました。では、事務局からの事務連絡の前に、男鹿さんのほうからお知らせがあるということなので、すいません、どうぞよろしく願いいたします。</p>
男鹿氏	<p>すいません、時間のないところでちょっとお時間いただきたいと思います。皆さんにお配りした「世田谷のまちと暮らしのチカラ」展という展覧会のお知らせと、併せてその関連イベントということで、このチラシをお配りさせていただいているんですけれども。展覧会はすでに三軒茶屋が始まっています、50年ということで、いわゆるその世田谷のまちづくりで一番柱の一つとして、人にやさしいまちづくり、要するに今日皆さん、ご議論いただいているところが一つ大きな柱なのかなっていうことで。</p> <p>それに関連して3月24日に、「ユニバーサルデザインとアーバンデザインの未来を考える」というシンポジウムを行いますので、その宣伝ということで。シンポジウム、東京都の福祉のまちづくりの推進協議会の会長をやられていて、以前この審議会の会長もやられている、東洋大学の高橋名誉教授をはじめ、武蔵野美術大学の齋藤教授をお呼びして、他に関係者をお呼びして、3月24日にやりますので。詳細はまた改めてお知らせしますので、ぜひご参加でお願いしたいと思います。以上でございます。</p>
都市デザイン課長	<p>事務局、青木でございます。ありがとうございました。それでは事務局より事務連絡をお伝えいたします。</p>
都市デザイン企画調整担当係長	<p>事務局、新岡でございます。事務連絡でございます。骨子案につきまして、本日いただきました意見を元に修正させていただきます。次回の部会の頃に、修正案を皆さまにお示しできればなと思っておりますので、ご確認いただければと思います。</p> <p>続きまして、部会の日程でございます。この後またメールでもお知らせいたしますが、部会の構成が決まりましたので、それぞれの部会の日程をお知らせいたします。第1部会は令和6年3月22日金曜日午後から予定しております。第2部会は令和6年3月11日月曜日午後からを予定しております。</p> <p>時間ですけれども、通常だと2時からスタートという形をいつもとらせていただいているんですけれども、事業数がちょっと多いので少し早めに1時スタートとか、そういったことを想定しております。タイムスケジュールを作成した後に、またご連絡させていただきます。</p> <p>会場は本日と同じく、二子玉川分庁舎の大会議室となります。出</p>

欠の確認の連絡と一緒に時間もお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

また、他の部会も見たいという委員の皆さまにつきましては、傍聴することは可能ですので、そちらもぜひ参加いただければと思います。なお、一般の方の傍聴はできませんのでご了承ください。

また、次回の骨子案の続きの審議会の日程でございますが、令和6年4月を予定しております。日程が決まり次第またご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

施設整備マニュアルは持ち帰っていただいて結構です。

事務連絡は以上でございます。

都市デザイン
課長

事務局、青木でございます。長時間にわたりましてどうもありがとうございました。また、審議会の本日の資料については、直前になって資料の差し替えということで最終版がきちんとしない中でご議論になりましたことを、本当に申し訳ございませんでした。これも事務局のほうで、ああでもないこうでもないという中で、いろいろとこうやった中でということでの結果でございました。今日たくさんの意見いただきましたので、それを踏まえまして、改めて理念と取組方針のところにつきまして、また見直しをかけて、委員の皆さまにご確認いただきたいと思っておりますので、お忙しいところでございますけれどもよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了とさせていただきます。本日は皆さま、どうもありがとうございました。

—了—